

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5

始



317
2
61

G

總理廳恩給局編纂

恩給法關係法令集

(昭和二十四年
一月一日現在)

80881

3
76

3117
61



132932

目次

一、恩給法……………一頁

場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還
等ニ關スル取扱規程)……………二〇四
十四、大正十年法律第百二號(定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩
給ニ關スル法律)……………二〇五

恩給

十八年法律第八十九號(東京都制)附則抄……………二〇六
十八年勅令第五百九號(東京都制施行令)附則抄……………二〇六
電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の
計算に關する恩給法の特例等に関する法律……………二〇七
法附則抄……………二〇八
組織法附則抄……………二〇九
委員會法附則抄……………二〇九
關係事務整理に伴う、戶籍、恩給等の特別措置
政令抄……………二一〇
本專賣公社法雜則抄……………二一〇
本國有鐵道法雜則抄……………二一〇
官公務員特例法附則抄……………二一〇
法令……………二一〇
給法第三十八條の四第一項第一号に依る不健康業務
件……………二一一

恩給法關係法令集

十二、恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱細則……………二〇一
十三、昭和八年大藏省令第二十五號(一時恩給受給者再就職)
……………二〇三

317
61



132932

目次

一、恩給法	一頁
二、恩給法臨時特例	七
三、昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件	一〇
四、昭和二十一年勅令第六十八號施行に關する件	一〇
五、恩給給與規則	一〇
六、恩給給與細則	一〇
七、恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手續	一〇
八、沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に關する手續並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定及び請求手續	一〇
九、恩給審査會官制	一〇
十、恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則	一〇
十一、恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式	一〇
十二、恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱細則	一〇
十三、昭和八年大藏省令第二十五號(一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程)	一〇
十四、大正十年法律第百二號(定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律)	一〇
十五、昭和十八年法律第八十九號(東京都制)附則抄	一〇
十六、昭和十八年勅令第五百九號(東京都制施行令)附則抄	一〇
十七、國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律	一〇
十八、警察法附則抄	一〇
十九、消防組織法附則抄	一〇
二十、教育委員會法附則抄	一〇
二十一、沖繩關係事務整理に伴う、戶籍、恩給等の特別措置に關する政令抄	一〇
二十二、日本專賣公社法雜則抄	一〇
二十三、日本國有鐵道法雜則抄	一〇
二十四、教育公務員特例法附則抄	一〇
二十五、舊法令	一〇
二十六、恩給法第三十八條の四第一項第一号に依る不健康業務に關する件	一〇

● 恩給法

大正十二年四月十四日
法律第四十八號

改正 昭和八年第五〇號、一三年第五六號、一四年第二八號、一五年第二二號、一六年第一二號、第一三號、一七年第三四號、一八年第七八號、二〇年第一四號、二一年第三號、二二年第七七號、二二年第一五〇號、二三年第一八五號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル恩給法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (國務大臣副署)

恩給法

第一章 總則

第一條 公務員及之ニ準スヘキ者並其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第二條 本法ニ於テ恩給トハ普通恩給、增加恩給、傷病年金、一時恩給、扶助料及一時扶助料ヲ謂フ

普通恩給、增加恩給、傷病年金及扶助料ハ年金トシ一時恩給及一時扶助料ハ一時金トス

第三條 年金タル恩給ノ給與ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第四條 恩給年額並一時恩給及一時扶助料ノ額ノ圓位未滿ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第五條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ給スヘキ事由ノ生シタル日ヨリ七年間請求セサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第六條 普通恩給、增加恩給又ハ傷病年金ヲ受クルノ權利ヲ有スル者退職後一年內ニ再就職スルトキハ前條ノ期間ハ再就職ニ係ル官職ノ退職ノ日ヨリ進行ス

恩給法

第六條ノ二 第七十條ノ二第一項ノ扶助料及同條第二項ノ一時扶助料

ニ付テハ第五條ニ規定スル期間ハ戶籍届出ノ受理ノ日ヨリ進行ス

第七條 時効期間滿了前二十日內ニ於テ天災其ノ他避クヘカラサル事變

ノ爲請求ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ妨礙ノ止ミタル日ヨリ二十日

內ハ時効完成セス

時効期間滿了前六月內ニ於テ前權利者生死若ハ所在不明ノ爲又ハ未成

年者若ハ禁治產者法定代理人ヲ有セサル爲請求ヲ爲スコト能ハサルト

キハ請求ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ六月內ハ時効完成セス

時効期間滿了前ニ適法ニ請求書ヲ發シタルコトノ通信官署ノ公證アル

トキハ時効期間內ニ權限アル官公署ニ到達セサルモ之ヲ時効期間內ニ

到達シタルモノト看做ス

第八條 公務員若ハ之ニ準スヘキ者又ハ其ノ遺族互ニ通算セラレ得ヘキ

在職年又ハ同一ノ傷病ヲ理由トシテ二以上ノ恩給ヲ併給セラルヘキ場

合ニ於テハ其ノ者ノ選擇ニ依リ其ノ一ヲ給ス但シ特ニ併給スヘキコト

ヲ定メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當ス

ルトキハ其ノ權利消滅ス

一 死亡シタルトキ

二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル

トキ

三 國籍ヲ失ヒタルトキ

在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處セ

ラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職中普通恩給ヲ受ケタル後

ニ爲サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノ消滅ス

第九條ノ二 裁定廳ハ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ有スル者ニ付其ノ權利ノ存否ヲ調査スヘシ

第十條 恩給權者死亡シタルトキハ其ノ生存中ノ恩給ニシテ給與ヲ受ケザリシモノハ之ヲ當該公務員又ハ之ニ進スヘキ者ノ遺族ニ給シ遺族ナキトキハ死亡者ノ相續人ニ給ス

前項ノ規定ニ依リ恩給ヲ支給ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ハ扶助料ヲ受クヘキ遺族及其ノ順位ニ依ル

第十條ノ二 前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者未タ恩給ノ請求ヲ爲サザリシトキハ恩給ノ支給ヲ受クヘキ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ死亡者ノ恩給ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前條ノ場合ニ於テ死亡シタル恩給權者ノ生存中裁定ヲ經タル恩給ニ付テハ死亡者ノ遺族又ハ相續人ハ自己ノ名ヲ以テ其ノ恩給ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第十條ノ三 第七十三條ノ二ノ規定ハ前條ノ恩給ノ請求及支給ノ請求ニ付之ヲ准用ス

第十一條 恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ特別法ノ定ムル所ニ依リ恩給金庫ニ擔保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ違反シタトキハ裁定廳ハ支給應ニ通知シ恩給ノ支給ヲ差止ムヘシ

恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス但シ國稅徵收法又ハ國

稅徵收ノ例ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 恩給ヲ受クルノ權利ハ左ノ各號ニ規定スルモノヲ除クノ外總理恩給局長之ヲ裁定ス

一 都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

二 公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

三 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外教育職員ノ一時恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

四 都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣知事之ヲ裁定ス

第十三條 行政上ノ處分ニ因リ恩給ニ關スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ處分後一年內ニ總理恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ裁決ヲ受ケタル日ヨリ六月內ニ内閣總理大臣ニ訴願スルコトヲ得

前二項ニ規定スル具申又ハ訴願ハ裁判所ニ出訴シタル事件ニ付テハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 内閣總理大臣及總理恩給局長ノ裁決ハ關係應ヲ繩束ス

第十五條 内閣總理大臣第十三條第二項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ恩給審査會ニ諮問スヘシ

恩給審査會ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 恩給ノ負擔ハ左ノ區分ニ依ル

一 文官及準文官並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クル文官及其ノ遺族ノ恩給ハ都道府縣之ヲ負擔ス

二 削除

三 公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ其ノ學校ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣之ヲ負擔ス

四 前號ニ規定スル者以外ノ教育職員及準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ國庫之ヲ負擔ス但シ一時恩給ハ都道府縣又ハ市町村之ヲ負擔ス

五 警察監獄職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

六 待遇職員及其ノ遺族ノ恩給ハ最終ニ之ニ俸給又ハ給料ヲ給シタル者之ヲ負擔ス

第十七條 前條第一號若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年中ニ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサルモノノ在職年ヲ通算シテ國庫ヨリ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ハ通算セラルヘキ在職年ニ應シ政令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者ニ恩給ヲ給スル者又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニ俸給ヲ給スル者ニ對シ請求スルコトヲ得

前條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ國庫以外ノ者ハ其ノ恩給ノ基礎在職年中

一 若ハ第四號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者ノ在職年又ハ第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受クルモノノ在職年ヲ通算シテ恩給ヲ給スル場合ニ於テハ國庫ニ對シ其ノ通算セラルヘキ在職年ニ應シ政令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前條第三號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者又ハ其ノ遺族ニ恩給ヲ給スヘキ者ハ其ノ遺族ノ恩給ノ基礎在職年中ニ他都府縣又ハ之ニ進スヘキ經濟ノ管轄內ニ於テ在職シタル第三號ニ掲クル公務員又ハ之ニ進スヘキ者トシテノ在職年ヲ含ム場合ニ於テハ當該他都府縣又ハ之ニ進スヘキ經濟ニ對シ其ノ合算セラルル在職年ニ應シ政令ノ定ムル所ニ依リ恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ前條第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給ノ分擔及同條第三號、第五號若ハ第六號ニ掲クル公務員若ハ之ニ進スヘキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給相互ノ分擔ニ付之ヲ准用ス

前條第四號ニ掲クル公務員ニ一時恩給ヲ給スル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ他ノ經濟ニ對シ一時恩給金額ノ分擔ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 國庫ヨリ恩給ヲ給スルモノモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモノモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル者ハ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ其ノ經濟ニ納付スヘシ

都道府縣立以外ノ公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校

恩給法

及幼稚園ノ教育職員ニ恩給ヲ給スル經濟ニ對シテハ國庫ハ其ノ教育職員ノ俸給ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ交付ス

第十八條ノ二 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外恩給ノ請求、裁定、支給及受給權存否ノ調査並恩給ニ關スル具申及其ノ裁決ニ關スル手續ニ付テハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二章 公務員

第一節 通則

第十九條 本法ニ於テ公務員トハ文官、教育職員、警察監獄職員及待遇職員ヲ謂フ

本法ニ於テ公務員ニ準スヘキ者トハ准文官及准教育職員ヲ謂フ

第二十條 文官トハ官ニ在ル者又ハ國會職員ニシテ教育職員又ハ警察監獄職員ニ非サルモノヲ謂フ但シ國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

准文官トハ二級官試補、三級官見習及國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者(教育職員又ハ警察監獄職員タル者ヲ除ク)ヲ謂フ

第二十一條 削除

第二十二條 教育職員トハ公立ノ學校ノ職員ニシテ官ニ在ルモノヲ謂フ准教育職員トハ國立又ハ公立ノ學校ノ助教諭ヲ謂フ

第二十三條 警察監獄職員トハ左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一 警部補、巡查部長又ハ巡查タル警察官
- 二 衛視タル國會職員
- 三 副看守長又ハ看守タル法務廳事務官
- 四 皇宮警部補又ハ皇宮警手タル皇宮護衛官

第二十四條 待遇職員トハ三級官以上ノ待遇ヲ受クル都道府縣立少年教護院職員令ニ依ル職員ヲ謂フ

第二十五條 本法ニ於テ就職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官及教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官其ノ他ノモノニ在リテハ任命
- 二 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命
- 三 待遇職員ニ在リテハ任命

廢官、廢職、廢廳、廢校若ハ官職名改定ノ際其ノ廢改ニ係ル官職ニ在リタル者又ハ定員ノ減少ニ因リ退職シタル者即日又ハ翌日他ノ官職ニ就職シタルトキハ之ヲ轉任ト看做ス但シ之ニ依リ第二十六條第二項ノ規定ニ該當スルニ至ル場合ハ此ノ限リニ在ラス

第二十六條 本法ニ於テ退職トハ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ謂フ

- 一 文官及教育職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職
- 二 警察監獄職員ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職
- 三 待遇職員ニ在リテハ免職、退職又ハ失職

教育職員カ文官又ハ警察監獄職員ニ轉シタル場合及警察監獄職員カ文官又ハ教育職員ニ轉シタル場合ハ之ヲ退職ト看做ス

第二十七條 第二十五條第一號及前條第一號ノ規定ハ准文官及准教育職員ノ就職及退職ニ付之ヲ適用ス

第二十八條 公務員ノ在職年ハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ退職又ハ死亡ノ

月ヲ以テ終ル

退職シタル後再就職シタルトキハ前後ノ在職年月數ハ之ヲ合算ス但シ一時恩給又ハ第八十二條ニ規定スル一時扶助料ノ基礎ト爲ルヘキ在職年ニ付テハ前ニ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年其ノ他ノ前在職年ノ年月數ハ之ヲ合算セス

退職シタル月ニ於テ再就職シタルトキハ再在職ノ在職年ハ再就職ノ月ノ翌月ヨリ之ヲ起算ス

第二十九條 公務員ニ以上ノ官職ヲ併有スル場合ニ於テ其ノ重複スル在職年ニ付テハ年數計算ニ關シ利益ナル一官職ノ在職年ニシテ

第三十條 警察監獄職員ノ恩給權ニ付其ノ在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ十二年ニ達スル迄ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ハ其ノ十分ノ七ニ當ル年月數ヲ以テ之ヲ計算ス

- 第三十一條 削除
- 第三十二條 削除
- 第三十三條 削除
- 第三十四條 削除
- 第三十五條 削除
- 第三十六條 削除
- 第三十七條 削除
- 第三十八條 公務員其ノ職務ヲ以テ邊陲又ハ不健康ノ地域ニ引續キ一年以上在勤シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付一月以内ヲ加算シ不健康ナル業務ニ引續キ六月以上服務シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付半月ヲ加算ス

恩給法

前項ノ地域相互間ノ轉勤ハ之ヲ引續キタル在勤ト看做ス

第三十八條ノ二 前條ノ規定ニ依リ加算スヘキ邊陲又ハ不健康ノ地域及其ノ加算ノ程度ハ別表第一號表ニ依ル

第三十八條ノ三 邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ハ在勤地外ノ地ヨリ其ノ在勤地ニ赴任シタル者ニ付テハ在勤地ニ到着シタル月ヨリ、其ノ地ニ在リテ就職シタル者ニ付テハ就職ノ月ヨリ之ヲ起算シ其ノ在勤ヲ止メタル月ヲ以テ終ル

前項ノ地域ニ在勤中引續キ九十日以上其ノ地域ヲ離レタルトキハ全ク地域ヲ離レタル月ニ對シテハ邊陲又ハ不健康ノ地域ノ加算ヲ爲サス

- 第三十八條ノ四 第三十八條ノ規定ニ依リ加算スヘキ不健康業務トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ
 - 一 有毒ノ瓦斯若ハ蒸汽、爆藥類又ハ危險ナル細菌ノ研究又ハ製造ニ直接ニ從事スル勤務ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノ
 - 二 鐵道事業ニ於ケル蒸汽機關車乘員トシテノ現業勤務
 - 三 炭坑内切羽ニ於ケル連續的現業勤務
 - 四 鐵道ノ隧道工事又ハ橋梁工事ノ壓搾空氣内ニ於ケル連續的勤務
 - 五 肺結核、喉頭結核又ハ癩ノ患者ヲ收容スル病室ニ於テ直接看護ニ從事スル勤務

前項ニ規定スル業務ニ從事中引續キ三十日以上服務セサルトキハ全ク服務セサル月ニ對シテハ不健康業務ノ加算ヲ爲サス

第三十九條 海上勤務ニ服スル公務員其ノ職務ヲ以テ遠洋航海ヲ爲シタルトキハ其ノ期間ノ一月ニ付三分ノ一月ヲ加算ス

前項ノ遠洋航海トハ北緯五十度以北、東經百六十度以東、東經百六十

度北緯四十度ノ點ト東經百四十度北緯二十度ノ點トヲ連結スル線ノ以東以南、北緯二十度以南及東經百十度以西ノ海面ヲ航行シ一航程千哩ヲ超ユル航海ヲ謂フ

第三十九條ノ二 航海加算ハ初發港出發ヨリ之ニ歸著シ又ハ到達港ニ達スル迄ノ期間ニ對シ之ヲ爲ス但シ出發ニ當リ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ港灣ヲ離レタル月ヨリ加算シ歸著ニ際シ内國港灣ヲ經由スル場合ニ於テハ其ノ港灣ニ到着シタル月迄加算ス
航海中引續キ三十日以上航行セサルトキハ全ク航行セサル月ニ對シテハ航海加算ヲ爲サス

第四十條 第三十八條乃至前條ノ規定ニ依リ附スヘキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付實に在職年ニ從テシテ之ヲ算入ス
加算年ヲ附スヘキ基礎在職年ハ加算事由ノ生シタル月ヨリ之ヲ起算シ其ノ事由ノ止ミタル月ヲ以テ終ル
二種以上ノ加算年ヲ附セラルヘキ期間ニ對シテハ最モ利益ナルモノニ依リ其ノ一ヲ附ス

第四十條ノ二 休職、待命、停職其ノ他現實ニ職務ヲ執ルヲ要セサル在職期間ニシテ一月以上ニ互ルモノハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減ス
前項ニ規定スル期間一月以上ニ互ルトキハ其ノ期間カ在職年ノ計算ニ於テ一月以上ニ計算セラルル總テノ場合ヲ謂フ但シ現實ニ職務ヲ執ルヲ要スル日ノアリタル月ハ在職年ノ計算ニ於テ之ヲ半減セス

第四十一條 左ニ掲クル年月數ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス
一 普通恩給又ハ増加恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テ其ノ恩給權ノ基礎ト爲リタル在職年

二 第五十一條ノ規定ニ依リ公務員カ恩給ヲ受クルノ資格ヲ失ヒタル在職年
三 削除
四 公務員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪(過失犯ヲ除ク)ニ付禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月數
五 公務員ノ不法ニ其ノ職務ヲ離レタル月ヨリ職務ニ復シタル月迄ノ在職年月數

第四十二條 左ニ掲クル年月數ハ之ヲ在職年數ニ通算ス
一 削除
二 削除
三 二級官試補又ハ三級官見習引續キ公務員ト爲リタルトキハ公務員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤続年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數
四 進教育職員引續キ教育職員ト爲リタルトキハ教育職員トシテノ就職ニ接續スル其ノ勤続年月數ノ二分ノ一ニ相當スル年月數
第二十八條、第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月數ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第四十三條 第四十條ノ二及第四十一條ノ規定ハ前條第一項ノ規定ニ依リ在職年ニ通算セラルヘキ年月ニ付之ヲ準用ス
第四十四條 本法ニ於テ條給トハ本俸ヲ謂フ
公務員ニ以上ノ官職ヲ併有シ各官職ニ付俸給ヲ給セラルル場合ニ於テハ俸給額ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ者ノ俸給額トス

第四十五條 公務員所定ノ年數在職シ退職シタルトキハ之ニ普通恩給又ハ一時恩給ヲ給ス

第四十六條 公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾ト爲リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス
公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ爲不具發疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ不具發疾ノ程度ニ相當スル増加恩給ニ改定ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定廳ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相當ト認メ且恩給審査會ニ於テ不具發疾カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相當ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

公務員公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾ト爲ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス
第四十六條ノ二 公務員公務ノ爲永續性ヲ有スル傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾ノ程度ニ至ラサルモ第四十九條ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル條件(傷病ノ程度ヲ除ク)ヲ具備スル者ニシテ退職當時ノ傷病ノ程度カ第四十九條ノ三ニ規定スル程度ニ達セザリシモノノ傷病年金ニ付之ヲ準用ス
前條第四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依リ給スヘキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス

第四十七條 前二條ノ規定ハ准文官又ハ准教育職員ニシテ在職中公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノニ付之ヲ準用ス

第四十八條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ公務ノ爲傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス
一 創除

二 公務旅行中別表第一號表ノ二ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ
三 公務員タル特別ノ事情ニ關聯シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ恩給審査會ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ付之ヲ準用ス
第四十九條 公務員傷病ノ原因ヲ分ツテ特殊公務ト普通公務トス

前項ノ規定ニ依リ特殊公務ニ因ル傷病疾病トハ別表第一號表ノ三ニ掲クルモノヲ謂フ
第四十九條ノ二 公務員傷病ニ因ル不具發疾ノ程度ハ別表第一號表ノ四ニ掲クル八項トス

第四十九條ノ三 傷病年金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ハ別表第一號表ノ五ニ掲クル四款トス
第四十九條ノ四 級別ノ定ナキ公務員ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ等級ハ別表第一號表ノ六ニ規定スル區分ニ依ル

第四十九條ノ五 准文官ノ公務傷病ニ關スル規定ノ適用ニ付テノ等級ハ左ノ區分ニ依ル
一 二級官試補ハ三級ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ

モノトシ三級官見習ハ三級ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額六十四未
滿ノモノトス

二 國庫又ハ都道府縣ヨリ俸給ヲ給セサル官ニ在ル者ニ付テハ其ノ等
級ニ依ル

第四十九條ノ六 進教育職員ノ公務傷病ノ規定ノ適用ニ付テノ等級ハ教
育職員ニシテ三級ノモノノ等級ノ例ニ依ル

第五十條 裁定應ハ増加恩給ノ裁定ヲ爲スニ當リ將來不具發疾ノ回復シ
又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ五年間之ニ
普通恩給及増加恩給ヲ給ス

前項ノ期間滿了ノ六月前迄傷病疾病回復セサル者ハ再審査ヲ請求スル
コトヲ得再審査ノ結果恩給ヲ給スヘキモノナルトキハ之ニ相當ノ恩給
ヲ給ス

前二項ノ規定ハ傷病年金ノ裁定ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第五十一條 公務員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ引續キタル在職
ニ付恩給ヲ受クルノ資格ヲ失フ

- 一 懲戒、懲罰又ハ教員免許狀褫奪ノ處分ニ因リ退職シタルトキ
- 二 在職中禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ
- 四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法
第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セス
第五十二條 公務員ニシテ其ノ退職ノ當時仍他ノ公務員トシテ在職スル
モノニ付テハ總テノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セス

ニ相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ控除シタルモノヲ以テ増加恩給
ノ年額トス但シ後ノ傷病又ハ疾病ノミニ因ル増加恩給年額カ前後ノ
傷病又ハ疾病ヲ合シタルモノニ依ル増加恩給年額ト同額ナルトキハ
此ノ控除ヲ爲サス

二 後ノ傷病又ハ疾病カ普通公務ニ起因スルトキハ別表第二號表乙號
中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具發疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年
額ニ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表乙號中其ノ不具發疾ノ程度ニ
相應スル増加恩給年額トノ差額ヲ加ヘタルモノヲ以テ増加恩給ノ年
額トス

第五十五條ノ二 前二條中増加恩給ノ改定ニ關スル規定ハ傷病年金ヲ受
クル者再就職シ再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シ増
加恩給又ハ傷病年金ヲ受ケヘキ場合ニ付之ヲ準用ス

第五十六條 前三條ノ規定ニ依リ恩給ヲ改定スル場合ニ於テ其ノ年額從
前ノ恩給年額ヨリ少キトキハ從前ノ恩給年額ヲ以テ改定恩給ノ年額ト
ス

第五十七條 削除

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其
ノ間之ヲ停止ス

- 一 公務員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ
實在職期間一月未滿ナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 二 三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月
ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ
刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ恩給ハ之ヲ停止セス其ノ言渡

公務員ニシテ退職ノ當日又ハ翌日他ノ公務員ニ就職シ之ヲ勤続ト看做
サルモノニ付テハ後ノ公務員ヲ退職スルニ非サレハ之ニ恩給ヲ給セ
ス

公務員ニシテ恩給ヲ給セサル官職ニ轉シ退職シタルモノニ付テハ其ノ
轉任ヲ退職ト看做シ之ニ恩給ヲ給ス

第五十三條 削除

第五十四條 普通恩給ヲ受クル者再就職シ失格原因ナクシテ退職シ左ノ
各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ恩給ヲ改定ス

- 一 再就職後在職一年以上ニシテ退職シタルトキ
- 二 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾ト爲リ退職
シタルトキ
- 三 再就職後公務ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ退職シタル後五年内
ニ之カ爲不具發疾ト爲リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期
間内ニ請求シタルトキ

前項第三號ノ場合ニ於テハ第四十六條第三項ノ規定ヲ準用ス

第五十五條 前條ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ改定スルニハ前後ノ在職年ヲ
合算シ其ノ年額ヲ定メ増加恩給ヲ改定スルニハ前後ノ傷病又ハ疾病ヲ
合シタルモノヲ以テ不具發疾ノ程度トシ其ノ恩給年額ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ前後ノ傷病又ハ疾病カ原因ヲ異ニスルトキハ左ノ区
別ニ依リ其ノ年額ヲ定ム

- 一 後ノ傷病又ハ疾病カ特殊公務ニ起因スルトキハ別表第二號表甲號
中前項ノ規定ニ依リ定メタル不具發疾ノ程度ニ相應スル増加恩給年
額ヨリ前ノ増加恩給年額ト別表第二號表甲號中其ノ不具發疾ノ程度

ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行
ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

三 之ヲ受クル者三十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ四分ノ一、三十歳
以上三十五歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ六分ノ一、三十五歳以上四
十歳ニ滿ツル月迄ハ普通恩給ノ八分ノ一ヲ停止ス但シ増加恩給又ハ
傷病年金ト併給セラルル場合ニハ之ヲ停止セス

四 恩給年額千圓以上ニシテ其ノ恩給外ノ所得ノ年額四千圓ヲ超ユル
トキハ

- (a) 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ六千圓以下ナルト
キハ五千圓ヲ超ユル金額ノ一割五分ノ金額ニ相當スル金額ヲ停止
ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナシ
- (b) 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計カ六千圓ヲ超エ八千圓
以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額
ト六千圓ヲ超ユル金額ノ二割ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ
停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停
止年額ハ恩給年額ノ二割ヲ超ユルコトナシ
- (c) 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ八千圓ヲ超エ一萬
一千圓以下ナルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分
ノ金額ト六千圓ヲ超エ八千圓以下ノ金額ノ二割ノ金額ト八千圓ヲ
超ユル金額ノ二割五分ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス
但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額
ハ恩給年額ノ二割五分ヲ超ユルコトナシ
- (d) 恩給年額ト恩給外ノ所得ノ年額トノ合計額カ一萬一千圓ヲ超ユ

恩給法

ルトキハ五千圓ヲ超エ六千圓以下ノ金額ノ一割五分ノ金額ト六千圓ヲ超エ八千圓以下ノ金額ノ二割ノ金額ト八千圓ヲ超エ一萬一千圓以下ノ金額ノ二割五分ノ金額ト一萬一千圓ヲ超ユル金額ノ三割ノ金額トノ合計額ニ相當スル金額ヲ停止ス但シ恩給ノ支給額ハ年額千圓ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ三割ヲ超ユルコトナシ

前項第四號ノ所得ノ範圍及計算方法並停止方法ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項第二號ノ規定ハ增加恩給及傷病年金ニ付之ヲ準用ス

第五十九條 文官ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ文官ニシテ都道府縣ヨリ俸給ヲ受クルモノハ當該都道府縣ニ對シ納付スヘシ

教育職員ハ毎月其ノ俸給ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ國庫ニ納付スヘシ但シ公立ノ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園ノ教育職員ハ其ノ學校ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣ニ對シ其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

警察監獄職員ハ之ニ俸給ヲ給スル國庫、都道府縣ニ對シ毎月其ノ俸給ノ百分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第二節 恩給金額

第五十九條ノ二 本節ニ於ケル退職當時ノ俸給年額ノ計算ニ付テハ左ノ特例ニ從フ

額ヲ定メ之ヲ給シタルトキ亦同シ

二 轉官職ニ依リ昇給ヲ來ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル級俸中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一級上位ノ俸給トシ之ニ直近スル上位ノ級俸ノ額ヲ二級上位ノ俸給トス但シ其ノ額カ前官職ニ付給セラレタル俸給ニ前段ノ場合ニ在リテハ其ノ百分ノ十五ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ一級上位ノ俸給トシ後段ノ場合ニ在リテハ百分ノ三十ヲ加ヘタル金額ニ達セサルトキハ之ニ達スル金額ヲ以テ二級上位ノ俸給ト看做ス

第六十條 文官在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ外國實動續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ動續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ動續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

恩給法

一 公務ノ爲傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シ又ハ死亡シタル者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ級俸ノ定アル俸給ニ付二級ヲ超エ昇給シタルトキハ二級、其ノ定ナキ俸給ニ付退職又ハ死亡ノ一年前ノ俸給ノ百分ノ三十ヲ超エ昇給シタルトキハ百分ノ三十ノ昇給アリタルモノトス

二 前號ニ規定スル者以外ノ者ニ付退職又ハ死亡前一年内ニ昇給アリタル場合ニ於テハ級俸ノ定アル俸給ニ付一級ヲ超エ昇給シタルトキハ一級、其ノ定ナキ俸給ニ付退職又ハ死亡ノ一年前ノ俸給ノ百分ノ十五ヲ超エ昇給シタルトキハ百分ノ十五ノ昇給アリタルモノトス

轉官職ニ依ル俸給ノ増額ハ之ヲ昇給ト看做ス

實在職期間一年未滿ナルトキハ俸給ノ關係ニ於テハ就職前モ就職當時ノ俸給ヲ以テ在職シタルモノト看做ス

本節ニ於テ退職當時ノ俸給月額トハ退職當時ノ俸給年額ノ十二分ノ一ニ相當スル金額ヲ謂フ

第五十九條ノ三 前條第一項ニ規定スル一級又ハ二級ノ昇給ニ付テハ左ノ各號ノ例ニ依ル
一 級俸ノ定アル場合ニ於テ當分給トシテ給與級俸ヨリ少額ノ俸給ヲ給セラレタル者ニ付テハ給與級俸ノ直近上位ノ級俸ノ額ニ給與級俸ニ對シ當分俸給カ有スル割合ヲ乘シタルモノ(圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム)ヲ以テ當分俸給ニ對スル一級上位ノ俸給額トシ給與級俸ノ二級上位ノ俸給ノ額ニ其ノ割合ヲ乘シタルモノ(圓位未滿ハ圓位ニ滿タシム)ヲ以テ當分俸給ニ對スル二級上位ノ俸給額トス級俸ノ定アル場合ニ於テ月俸七十五圓以下ノモノニ付級俸ニ拘ラス適宜ノ金額ヲ定ム

ハ前項ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第四十七條ノ規定ニ依リ准文官ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トス

第六十一條 削除

第六十二條 教育職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二ニ相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校又ハ幼稚園ノ教育職員トシテノ動續在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ動續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ動續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第二項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ高等學校又ハ之ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ動續在職年中十七年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ動續在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ動續在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十七年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ教育職員ニ付之ヲ準用ス

恩給法

第四十七條ノ規定ニ依リ準教育職員ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トス

第六十三條 警察監獄職員在職年十二年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年以上十三年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十二年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ警察監獄職員トシテノ勤績在職年十二年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤績在職年中十二年ヲ控除シタル殘ノ勤績在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ三分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第四十六條、第五十四條第一項第二號若ハ第三號又ハ第五十五條ノ二ノ規定ニ依リ在職年十二年未滿ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ年額ハ在職年十二年ノ者ニ給スヘキ普通恩給ノ額トス

第六十條第三項及第四項ノ規定ハ警察監獄職員ニ付之ヲ準用ス

第六十四條 待遇職員在職年十七年以上ニシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ普通恩給ノ年額ハ在職年十七年以上十八年未滿ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ五十二相當スル金額トシ十七年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

第六十條第三項及第四項並第六十二條第六項ノ規定ハ待遇職員ニ付之ヲ準用ス

準用ス

第六十五條ノ二 公務員ノ傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ等級、傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三號表ノ金額トス但シ普通恩給ヲ併給セラルル場合ニ於テハ別表第三號表ノ金額ノ十分ノ七、五ニ相當スル金額ヲ以テ傷病年金ノ年額トス

前條第一項但書ノ規定ハ傷病年金ヲ給スヘキ者ノ退職當時ノ等級ニ付之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ傷病年金ノ年額ニ付之ヲ準用ス

第六十六條 削除

第六十七條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第六十八條 削除

第六十九條 警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ退職シタルトキハ之ニ一時恩給ヲ給ス

前項ノ一時恩給ノ金額ハ退職當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第七十條 削除

第七十一條 遺族 第三章 遺族 第七十二條 本法ニ於テ遺族トハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父母、

恩給法

ヲ準用ス

第六十四條ノ二 一時恩給ヲ受ケタル後其ノ一時恩給ノ基礎ト爲リタル在職年數一年ヲ二月ニ換算シタル月數内ニ再就職シタル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テハ當該換算月數ト退職ノ翌月ヨリ再就職ノ月迄ノ月數トノ差月數ヲ一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給ノ月額ノ二分ノ一ニ乘シタル金額ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ普通恩給ノ年額トス但シ差月數一月ニ付一時恩給額算出ノ基礎ト爲リタル俸給月額ノ二分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ返還シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十四條ノ三 前條但書ノ規定ニ依リ一時恩給ノ返還ハ之ヲ負擔シタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村ニ對シ再就職ノ月(再就職後一時恩給給與ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月)ノ翌月ヨリ一年内ニ一時ニ又ハ分割シテ之ヲ完了スヘシ

前項ノ規定ニ依リ一時恩給ノ全部又ハ一部ヲ返還シ失格原因ナクシテ再在職ヲ退職シタルニ拘ラス普通恩給ヲ受ケタルノ權利ヲ生セサル場合ニ於テハ一時恩給ノ返還ヲ受ケタル國庫又ハ都道府縣若ハ市町村ハ之ヲ返還者ニ還付スヘシ

第六十五條 公務員ノ増加恩給ノ年額ハ退職當時ノ等級、傷病ノ原因及不具發疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二號表ノ金額トス但シ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ五年内ニ退職セザリシ場合ニ於テハ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル時ヨリ五年ヲ經過シタル日ニ於ケル等級ヲ以テ退職當時ノ等級ト看做ス

前項ノ規定ハ公務員ニ準スヘキ者ニ給スヘキ増加恩給ノ年額ニ付之ヲ

父母、配偶者、子及兄弟姉妹ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノヲ謂フ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノト看做ス

第七十三條 公務員又ハ之ニ準スヘキ者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ遺族ニハ妻、未成年ノ子、夫、父母、成年ノ子、祖父母ノ順位ニ依リ之ニ扶助料ヲ給ス

一 在職中死亡シ其ノ死亡ヲ退職ト看做ストキハ之ニ普通恩給ヲ給スヘキトキ

二 普通恩給ヲ給セラルル者死亡シタルトキ

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニス

先順位者タルヘキ者後順位者ヨリ後ニ生スルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ當該後順位者失權シタル後ニ限り之ヲ適用ス但シ第七十四條ノ二第一項ニ規定スル者ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第七十三條ノ二 前條第一項及第二項ノ規定ニ依リ同順位ノ遺族二人以上アルトキハ其ノ中一人ヲ總代者トシテ扶助料ノ請求又ハ扶助料支給ノ請求ヲ爲スヘシ

第七十四條 夫又ハ成年ノ子ハ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキトキニ限り之ニ扶助料ヲ給ス

第七十四條ノ一 公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル者ニシテ公務員又ハ之ニ準スヘキ者

恩給法

ノ死亡後戸籍ノ届出ガ受理セラレ其ノ届出ニ因リ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ祖父母、父母、配偶者又ハ子ナルコトト爲リタルモノニ給スル扶助料ハ當該戸籍届出受理ノ日ヨリ之ヲ給ス

公務員又ハ之ニ準スヘキ者ノ死亡ノ時ニ於テ扶助料ヲ受クヘキ權利ヲ有シタル者カ第一項ニ規定スル者ノ生シタルカ爲テ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有セザリシコトトナル場合ニ於テモ其ノ者ハ同項ニ規定スル戸籍届出ノ受理ノ時迄ノ分ニ付當該扶助料ヲ受クルノ權利ヲ有スルモノト看做ス

第七十五條

- 一 第二號乃至第四號ニ特ニ規定スル場合ノ外ハ公務員又ハ之ニ準スヘキ者ニ給セラレル普通恩給年額ノ十分ノ五ニ相當スル金額
二 公務員又ハ之ニ準スヘキ者特殊公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタルトキハ前號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ等級ニ依リ定メタル別表第五號表ノ率ヲ乘シタル金額
三 公務員又ハ之ニ準スヘキ者普通公務ニ因ル傷痍疾病ノ爲死亡シタル

ルトキハ第一號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ等級ニ依リ定メタル別表第六號表ノ率ヲ乘シタル金額

四 増加恩給ヲ併給セララルル者公務員ニ起因スル傷痍疾病ニ因ラスシテ死亡シタルトキハ第一號ノ規定ニ依ル金額ニ退職當時ノ等級ニ依リ定メタル別表第七號表ノ率ヲ乘シタル金額

前項第二號乃至第四號ニ規定スル場合ニ於テ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中ニ扶助料ヲ受クヘキ要件ヲ具フル遺族カ扶助料ヲ受クル者ヲ合シ三人以上アルトキハ其ノ扶助料年額ニ遺族ノ人員ニ依リ定メタル別表第八號表ノ率ヲ乘シタル金額ヲ加給ス但シ扶助料ヲ受クル者及之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル者ノ中ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合又ハ二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ於ケル加給ニ付テハ左ノ區分ニ依ル

- 一 各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ裁定廳ニ於テ最初ニ請求ヲ受理シタル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルヘキモノトス但シ扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ在リテハ各ノ扶助料ヲ受クル者全員ノ連署ヲ以テ二以上ノ扶助料ヲ併セ受クル者アル場合ニ在テハ之ヲ併セ受クル者ヨリ裁定廳ニ於テ後ニ請求ヲ受理シタル一ノ扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルコトヲ請求シタルトキハ後ノ扶助料ノ加給額カ最初ノ扶助料ノ加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ改定請求アリタル月ノ翌月ヨリ加給額ヲ改定ス
二 各ノ扶助料ノ請求ヲ裁定廳ニ於テ同日ニ受理シタルトキハ其ノ各ノ扶助料ニ付共通ニ加給ノ原因タルヘキ遺族ハ加給額ノ最多額ト爲ル扶助料ニ付テノミ加給ノ原因タルモノトス

第七十八條

扶助料ヲ給セラレヘキ者一年以上所在不明ナルトキハ同順位者又ハ次順位者ノ申請ニ依リ裁定廳ハ所在不明中扶助料ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第七十九條

前二條ノ扶助料停止ノ事由アル場合ニ於テハ停止期間中扶助料ハ同順位者アルトキハ當該同順位者ニ、同順位者ナク次順位者アルトキハ當該次順位者ニ之ヲ轉給ス

第七十三條

前二條ノ規定ハ第七十八條扶助料停止ノ申請並前條ノ扶助料轉給ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ準用ス

恩給法

前項第一號但書ノ規定ニ依リ加給額ヲ改定シタル後ニ於テ請求セラレタル扶助料アル場合ニ於テハ其ノ扶助料ニ加給ヲ爲ストキ其ノ加給額カ既ニ改定セラレタル加給額ヨリ多額ト爲ル場合ニ限リ更ニ改定ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項第一號但書ノ規定ヲ準用ス

第七十六條

- 一 子婚姻シタルトキ若ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ又ハ子カ公務員若ハ之ニ準スヘキ者ノ養子ナル場合ニ於テ離縁シタルトキ
二 夫婚姻シタルトキ又ハ遺族以外ノ者ノ養子ト爲リタルトキ
三 父母又ハ祖父母婚姻シタルトキ

第七十七條

扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ扶助料ハ之ヲ停止セス其ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

恩給法

前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由發生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

恩給法

又ハ不具癈疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ場合ニ限り之ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ兄弟姉妹ノ人員ニ拘ラス扶助料年額ノ一分乃至五年分ニ相當スル金額トス

第七十三條ノ二ノ規定ハ前二項ノ一時扶助料ノ請求及其ノ支給ノ請求ニ付之ヲ准用ス

第八十二條 文官、教育職員又ハ待遇職員在職年三年以上十七年未滿、警察監獄職員在職年三年以上十二年未滿ニシテ在職中死亡シタル場合ニハ其ノ遺族ニ一時扶助料ヲ給ス

前項ノ一時扶助料ノ金額ハ之ヲ受クヘキ者ノ人員ニ拘ラス公務員ノ死亡當時ノ俸給月額ニ相當スル金額ニ其ノ公務員ノ在職年ノ年數ヲ乘シタル金額トス

第五十九條ノ二第五項ノ規定ハ死亡當時ノ俸給月額ニ付之ヲ准用ス

第七十三條中遺族ノ順位ニ關スル規定並第七十三條ノ二及第七十四條ノ規定ハ第一項ノ一時扶助料ヲ給スル場合ニ之ヲ准用ス

第四章 雜則

第八十二條ノ二 昭和二十三年七月一日以後ニ於テハ本法ノ中國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十號)又ハ同法ニ基ク法律、政令若ハ人事委員會規則ノ規定ニ矛盾スル規定ハ其ノ効力ヲ失フ

附則

第八十三條 本法ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第八十四條 左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

一 官吏恩給法

官吏遺族扶助法

市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法

府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法

明治二十四年法律第四號

明治二十九年法律第十三號

官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則

明治二十九年法律第七十八號

明治三十三年法律第七十五號

明治三十三年法律第七十六號

明治三十三年法律第七十七號

巡查看守退職料及遺族扶助料法

明治三十五年法律第二十九號

在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法

明治四十年法律第四十八號

明治四十年法律第四十九號

明治四十一年法律第三十五號

明治四十三年法律第三十號

明治四十四年法律第六十一號

明治四十四年法律第六十七號

明治四十五年法律第十一號

明治四十五年法律第十二號

大正七年法律第三十號

其ノ他之ニ準スヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料、其ノ他之ニ準スヘキモノノハ之ヲ本法ニ依リ受ク又ハ受クヘキ恩給ト看做ス

前項ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノカ本法ニ依リ給與スル恩給ノ何レノ種類ニ屬スヘキ

カハ公務員及其ノ遺族ノ種類並給與ノ事由ニ依リ之ヲ定ム

從前ノ規定ニ依ル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本法ニ依ル恩給ニ該當セサルモノアルトキハ本法ニ依ル恩給中

最近キ性質ヲ有スルモノニ依ル

第八十六條 第五條乃至第七條ノ規定ハ從前ノ規定ニ依リ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助

金、賑恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノヲ受クヘキ權利ニシ

テ本法施行ノ日迄ニ從前ノ規定ニ依ル請求期間ヲ經過セサルモノニ付

之ヲ適用ス

第八十七條 第十條ノ規定ハ本法施行前給與ノ事由ヲ生シタル恩給、退

隱料、遺族扶助料、退官賜金、退職給與金、退職一時金、給助金、賑

恤金、一時扶助金其ノ他之ニ準スヘキモノニ付本法施行後其ノ給與ヲ

爲ス場合ニ付之ヲ適用ス

第八十八條 從前ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ノ爲シタル裁定ハ具申、訴

願又ハ行政訴訟ニ付テハ之ヲ本法ニ依リ内閣恩給局長ノ裁決ト看做シ

從前ノ規定ニ依ル具申ノ裁決ハ之ヲ本法ニ依ル具申ノ裁決ト看做ス

本法施行ノ際現ニ具申中又ハ訴願中ノ事件ニ付テハ從前ノ手續規定ニ

依リ之ヲ完結ス

第八十五條 本法施行前給與事由ノ生シタル恩給、退職料、遺族扶助料

恩給法

第八十九條 府縣ニシテ本法施行ノ際市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法第十四條ノ規定ニ依リ小學校教員恩給基金ヲ備フルモノハ本法施行後引續キ其ノ恩給基金ヲ備フルコトヲ得

前項ノ恩給基金ヲ備フル府縣ニ於テハ第十八條第二項ノ規定ニ依ル納金ハ之ヲ其ノ恩給基金ト爲スヘシ

恩給基金ハ其ノ利子ヲ以テ府縣カ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員又ハ其ノ遺族ノ恩給ニ充ツルノ外之ヲ支消スルコトヲ得ス

府縣ニ於テ給與スヘキ教育職員若ハ準教育職員並其ノ遺族ノ恩給ハ恩給基金ノ利子及第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル給與金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨シ不足アルトキハ府縣費ヲ以テ之ヲ補充スヘシ

恩給基金ノ管理ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法施行ノ際現ニ在職スル者ニ付テハ其ノ在職ニ繼續スル在職ニ限リ本法施行前ノ在職ト雖加算年ニ關スル規定ヲ除クノ外本法ニ依リ其ノ在職年ヲ計算ス

前項但書ノ場合ニ於テ從前ノ規定ニ依リ特ニ通算シ得ヘキコトヲ定メラレタル年月數アルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラス之ヲ在職年ニ通算ス

第九十一條 削除

第九十二條 削除

第九十三條 海軍警吏補ヨリ海軍巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ現ニ南洋廳巡查ノ職ニ在ルモノニ付テハ其ノ海軍警吏補トシテ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

ト看做ス

第九十四條 朝鮮總督府巡查補ヨリ朝鮮總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ總監府巡查補及朝鮮總督府巡查補トシテ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十五條 臺灣總督府巡查補ヨリ臺灣總督府巡查ト爲リシ者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ在職スルモノニ付テハ其ノ臺灣總督府巡查補トシテ在職年月數ハ本法ノ適用ニ關シテハ之ヲ巡查トシテ在職シタルモノト看做ス

第九十六條 大正九年七月三十一日以前ニ休職若ハ待命ト爲リタル者ニシテ本法施行ノ際迄引續キ休職若ハ待命中ノモノ又ハ其ノ遺族同日以前ノ俸給ニ基キ年金額恩給ヲ受ケヘキ場合ニ於テハ其ノ金額算出ノ基礎タル俸給年額ハ其ノ額ニ勅令ノ定ムル金額ヲ加ヘタル額トス

第九十七條 第四十六條第二項第三項及第五十四條第一項第三號第二項ノ規定ハ本法施行前退職シタル公務員ニ付之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ公務員ニ進スヘキ者ニ付之ヲ適用ス

前二項ノ規定ニ依リ給スル恩給ノ金額ハ本法施行前ノ分ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル

第九十八條 第四十八條ノ規定ハ本法施行前傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ本法施行後退職シテ本法施行後不具發疾ト爲リタル者ニハ之ヲ適用セス仍從前ノ例ニ依ル

第九十九條 削除

第一百條 本法施行前死亡シタル者ノ遺族ノ扶助料ニシテ本法施行後轉給

セラルヘキモノニ付テハ從前ノ規定ニ依ル恩給額ヲ標準トスルノ外本法ニ依リ之ヲ給ス

前項ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケタル事ヲ得ル者ノ權利ヲ妨クルコトナシ

本法施行前ニ扶助料ヲ受ケタルノ權利ヲ有シ且其ノ權利ヲ有セサルニ至リタル者ハ之ヲ受ケタル權利ヲ本法ニ依リ取得スルコトナシ

第一項ノ場合ニ於テ本法ニ依リ扶助料ヲ受ケタルニ付先順位ニ在ルヘキ者ト雖本法ニ依リ後順位ニ在ル者先ニ扶助料ヲ受ケタル場合ニハ本法ニ依リ扶助料ヲ受ケタルノ權利ヲ有スルコトナシ

大正六年法律第六號附則ノ規定ニ依リ恩給ノ増額ヲ受ケサリシ軍人ノ遺族本法施行後扶助料ヲ轉給セラルヘキ場合ニ於テ第一項ノ規定ノ運用ニ付テハ軍人ノ恩給ハ之ヲ請求ヲ俟タスシテ同法附則ノ規定ニ依リ増額セラレタルモノト看做ス

第一百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ年金額タル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ進スヘキモノヲ受ケ又ハ受ケヘキ者ニシテ本法所定ノ恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス

第一百二條 明治二十四年八月十六日以降明治四十三年三月三十一日迄ニ退官退職シ又ハ死亡シタル文官、看守、陸軍監獄看守、海軍監獄看守、陸軍警査、海軍警査、貴族院守衛若ハ衆議院守衛又ハ其ノ遺族ニシテ明治四十三年四月改正前ノ俸給令ニ依ル俸給ヲ基礎トシ恩給又ハ扶助料ヲ受ケ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スル者ニハ勅令ノ定ムル所

ニ依リ其ノ恩給又ハ扶助料ヲ本法施行ノ日ヨリ増額給與ス

前項ノ規定ハ明治四十四年三月三十一日以前ニ退職シタル小學校、實業補習學校、幼稚園及盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員若ハ巡查又ハ其ノ遺族ニシテ本法施行ノ際迄其ノ權利ヲ有スルモノニ付之ヲ適用ス

第一百三條 北海道屯田兵ノ現役ニ服シタル年月日數ハ之ヲ公務員ノ在職年ニ通算シ本法施行ノ日ヨリ其ノ受ケタル年金額タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金額扶助料ニ付之ヲ適用ス

前二項ノ場合ニ於テハ第五條ノ規定スル請求期間ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第一百四條 第八十五條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外本法ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則(昭和八年法律第五十號)

第一條 本法ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十六條ノ二、第五十八條第一項第四號及第五十九條ノ改正規定ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ第五十八條第一項第四號ノ改正規定ハ本法施行前給與事由ノ生ジタル恩給ニ付テモ之ヲ適用ス

第三條 第十三條第二項但書ノ改正規定ハ本法施行前ヨリ行政裁判所ニ屬スル事件ニ付テハ之ヲ適用セス

第四條 第十八條第一項ノ改正規定ニ依リ納付金額ハ同項ニ規定スル公

恩給法

第九條 務員ニ付テ附則第九條ノ規定ノ必要ナキニ至ル迄ハ第十八條第一項ノ改正規定ニ拘ラズ同項ニ規定スル公務員ガ第五十九條(改正前又ハ改正後)及附則第九條ノ規定ニ依リ納付スル金額ノ合計額ト同額トス

第十條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テハ加算年又ハ休職等ノ減算ニ關スル改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第十一條 第四十條ノ二ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ進行中ニ屬スル休職、待命、歸休、停職其ノ他同條ニ規定スル在職期間ニ付テハ其ノ期間ノ終了ニ至ル迄本法施行後ト雖モ同條ノ規定ヲ適用セズ

第十二條 傷病年金ハ本法施行後公務員ノ爲傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニ之ヲ給ス但シ本法施行前賑恤金(之ニ進ズルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ニハ本法施行前其ノ事由ヲ生ジタルトキト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第十三條 第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受ケタルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受ケタルノ權利ヲ生ズル者ニ之ヲ適用セズ

第十四條 前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セララルル場合ニハ其ノ改定ニ因ル増額分ニ付第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第十五條 第五十九條ノ改定規定ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本法施行後就職シ又ハ俸給(又ハ給料)ガ昇給若ハ増額セラレタル月ノ翌月ヨリ之ヲ適用ス

第十六條 第五十九號ノ二第一項ノ場合ニ於テ其ノ公務員ガ同一種類ノ公務員トシテ實に職年二十年以上勤続シタル者ニシテ特殊ノ事情アルモノニ付テハ當分ノ内同項第二號ニ於ケル制限ノ一級ヲ二級、百分ノ十五ヲ百分ノ三十トス

第十七條 本法施行ノ際從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達シタル者ニハ其ノ者ガ本法施行後改正規定ニ依ル最短恩給年限ヲ給ス但シ其ノ年額ハ在職年ノ不足一年ニ付退職前ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シタルモノトス

第十八條 前條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ休職、再服役其ノ他法令上ノ在職期限ノ定アル地位ニ在ル者ニシテ本法施行後其ノ期間ノ終了ニ因リ從前ノ規定ニ依ル普通恩給ニ付テノ最短恩給年限ニ達スルモノニ付之ヲ進用ス

第十九條 第六十四條ノ二ノ改正規定ハ本法施行前受ケタル一時恩給ニ付テハ之ヲ進用セズ

第二十條 第七十五條第二項ノ改正規定ハ公務員ガ本法施行前死亡シタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス但シ此ノ場合ニ於ケル加給ハ本法施行後ニ屬スル殘存期間ニ付テノミ之ヲ爲ス

第二十一條 恩給法施行前同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテ普通恩給(退職料)ヲ受ケ引續キ文官ニ任ジ同法施行後迄在職シタル後本法施行前退職シ同法第八十五條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ其ノ普通恩給(退職料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ本法施行ノ日ヨリ本法施行前ノ規定ニ依リ其ノ普通恩給(退職料)ヲ文官ノ普通恩給ニ改定セラレザリシ者ニ付テハ同項ノ規定ニ拘ラズ特ニ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

定ス但シ恩給法施行後文官退職ニ因リ一時恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一時恩給ノ金額ヲ改定ニ因リ増額セララルル普通恩給額中ヨリ支給ニ際シ控除ス

第二十二條 前項ノ規定ハ恩給法施行後本法施行前ニ文官トシテ普通恩給ヲ受ケタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十三條 第一項ニ規定スル者引續キ本法施行後迄在職スルトキハ恩給法第八十五條第一項ノ規定ニ拘ラズ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用シ同法第二十三條ニ掲グル公務員トシテノ普通恩給(退職料)ヲ文官トシテノ普通恩給ニ改定ス

第二十四條 第九十一條第二項ノ改正規定ハ本法施行ノ際現ニ在職シ從前ノ同項ニ規定スル期間ヲ經過シタル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十五條 本法施行ノ際現ニ在職シ恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ヲ受ケザル者ノ恩給ノ停止ニ付テハ其ノ者ガ引續キ其ノ官職ニ在職スル期間ニ限り仍同法第九十九條第一項ノ規定ニ依ル

第二十六條 本法施行前恩給法第九十九條第一項ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ヲ受ケザリシ者又ハ前條ノ規定ノ適用ニ依リ同法第五十八條ノ規定ヲ受ケザル者ノ當該在職期間ト他ノ公務員ノ在職年トノ通算ハ仍從前ノ例ニ依ル

第二十七條 前條ニ規定スル者ヲ除ク外恩給法第九十九條第一項ニ規定シタル者ノ大正十二年十月一日以後ノ在職年ハ同日以後ノ他ノ公務員ノ在職年ト互ニ通算ス但シ本法施行前ニ給與事由ヲ生ジタル場合ニ於テハ其ノ者ガ再就職シ本法施行後退職又ハ死亡シタル場合ニ限り此ノ規定ニ依ル

恩給法

前項ニ規定スル者ノ大正十二年九月三十日以前ノ在職年ノ同日以前ノ他ノ公務員ノ在職年トノ通算ニ付テハ同日以前ノ舊法ノ例ニ依ル

第二十八條 第一項ニ規定スル者ノ大正十二年十月一日前後ノ在職年ノ通算ニ關シテハ恩給法第九十條第一項ノ規定ヲ適用ス

附則 (昭和十三年法律第五十六號)

第一條 本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ增加恩給又ハ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニシテ本法所定ノ增加恩給又ハ扶助料ノ金額ヲ受ケザルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ各相當增加恩給又ハ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ增加恩給又ハ傷病年金ヲ給ス

第三條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ昭和十三年四月一日ヨリ左記下欄相當ノ增加恩給又ハ傷病年金ヲ給ス

現 症 狀 等 差	改 正 症 狀 等 差
傷病年金第一款	增加恩給第七項
傷病年金第二款	傷病年金第一款
傷病年金第三款	傷病年金第二款
傷病年金第四款	傷病年金第三款

第四條 本法施行ノ際恩給法第七十五條第二項ノ規定ニ依リ加給ヲ受ケ又ハ受クベキ者ニ付テハ其ノ扶助料年額ガ改正後ノ同條第一項第二號乃至第四號及同條第二項ノ規定ニ依リ受クベキ扶助料年額ヨリ多キトキハ其ノ加給期間ヲ經過スル迄改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ニ依ル

第五條 本法施行前賑恤金(之ニ準ズルモノヲ含ム)又ハ傷病賜金ヲ受クベキ事由ヲ生ジタル者ト雖モ其ノ症狀傷病年金ヲ給スベキ症狀ニ該當スルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第六條 恩給法施行前ニ戰闘又ハ戰闘ニ準ズベキ公務ノ爲傷損ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シ又ハ此ノ種ノ公務ニ因リ增加恩給(之ニ準ズルモノヲ含ム)ヲ受ケタル軍人ノ寡婦、父母又ハ祖父母ニシテ軍人死亡ノ當時軍人ト同一戸籍内ニ在リタルモ軍人現役中陸海軍兵籍簿ニ登記セラレザリシ等ノ特別事由ニ因リ扶助料ヲ受クルノ資格ナカリシ者ニハ昭和十三年四月一日ヨリ之ニ扶助料ヲ給ス但シ其ノ軍人ノ遺族ニシテ同日ニ於テ現ニ扶助料ヲ受クル者アルトキハ當該扶助料權者失權シタル後恩給法ニ規定スル順位ニ依リ之ヲ給ス

前項ニ規定スル者ト雖モ軍人死亡ノ當時ニ於テ前項ノ事由以外ノ事由ニ因リ扶助料ヲ受クルノ資格ナカリシ者又ハ其ノ後ニ失權事由アリタル者ニハ扶助料ヲ給セズ

第一項ノ扶助料ニ付テハ昭和八年九月三十日以前ノ軍人ノ遺族ノ扶助料ニ關スル規定ニ依リ其ノ年額ヲ定ムルノ外恩給法ニ依リ之ヲ給ス

第一項ノ扶助料ニ付テハ恩給法第五條ニ規定スル請求期間ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ起算ス

第七條 北海道廳森林監守ヨリ引續キ同廳森林主事ト爲リ恩給法施行後退職シタル者ニハ其ノ在職年ニ森林監守ノ勤続年月數ヲ通算シ昭和十三年四月一日ヨリ其ノ者ノ受クル年金額タル恩給ヲ改定シ又ハ新ニ之ニ普通恩給ヲ給ス

前項ノ規定ハ前項ニ規定スル者ノ遺族ノ年金額扶助料ニ付テ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テハ恩給法第五條ニ規定スル請求期間ハ昭和十三年四月一日ヨリ之ヲ起算ス

附則 (昭和十四年法律第二十八號)
 本法ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十二條ノ改正規定ハ昭和十二年七月七日ヨリ之ヲ適用ス

附則 (昭和十五年法律第二十一號)
 第一條 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テ其ノ加算年ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第三條 恩給法第五十八條第一項第三號ノ改正規定ハ本法施行前普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ジタル者及本法施行ノ際現ニ在職シ本法施行後退職シテ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズル者ニハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル者本法施行後再就職シ其ノ普通恩給ヲ改定セラルル場合ニハ其ノ改定ニ因リ増額分ニ付恩給法第五十八條第一項第三號ノ改正規定ヲ適用ス

第四條 恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ハ届出人ガ昭和十二年七月七日以後ニ死亡シタル場合ニ限リ之ヲ適用ス

恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ハ本法施行前戸籍届出ノ受理セラ

レタル場合ニ付テモ之ヲ適用ス

第五條 届出人ノ死亡後委託ニ基キ爲サレタル戸籍届出ガ其ノ受理セラレタル後他ノ法令ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ確認ヲ經タル場合ニ限リ届出人死亡ノ時ニ過リ其ノ届出アリタルモノト看做サルモノナル場合ニ於テハ恩給法第七十二條第三項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ同項中届出人ノ死亡後二年内ニ受理セラレタルトキトアルハ當該法令ノ施行後二年内ニ確認ノ裁判ノ確定シタルトキトシ恩給法第七十四條ノ第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中戸籍届出ノ受理ノ日トアルハ確認ノ裁判確定ノ日トス

届出人ノ生存中郵送シタル戸籍ノ届書ガ届出人ノ死亡後本法施行前受理セラレタル場合ニ於テハ恩給法第七十四條ノ第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中戸籍届出ノ受理ノ日トアルハ本法施行ノ日トス

第六條 恩給法第五條ニ規定スル期間ハ前條第一項ノ規定ノ適用セラルル場合ニ於ケル扶助料及一時扶助料ニ付テハ確認ノ裁判確定ノ日ヨリ、同條第二項ノ規定ノ適用セラルル場合ニ於ケル扶助料及一時扶助料ニ付テハ本法施行ノ日ヨリ進行ス

第七條 恩給法第七十二條第三項ノ改正規定中死亡後二年内トアルハ届出人ガ本法施行前ニ死亡シ戸籍届出カ本法施行後ニ受理セラルル場合ニ於テハ之ヲ本法施行後二年内トス

前項ニ規定スル期間カ第五條ニ規定スル期間ト異ナル場合ニ於テハ第五條ニ規定スル期間ニ依ル

附則 (昭和十六年法律第十二號)抄
 本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

恩給法第六十二條第三項ノ改正規定ノ適用ニ付テハ小學校又ハ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤続在職年ハ夫々之ヲ國民學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテノ勤続在職年ト看做ス

附則 (昭和十六年法律第十三號)

第一條 本法ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ恩給法別表第一號表(乙)及第五號表乃至第七號表ノ改正規定ハ昭和十五年九月十五日ヨリ之ヲ適用ス

第二條 從前ノ規定ニ依ル後備役ニ在ル者及女監取締ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三條 下士官以下ノ軍人ニシテ公務ノ爲永続性ヲ有スル傷損ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具癡疾ノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ昭和十二年七月七日以後本法施行前退職シタルモ改正前ノ恩給法第四十六條ノ第二項ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ給セラレサル者ニ付テハ本法施行後勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス

第四條 昭和十五年九月十五日ニ陸軍上等兵トシテ在職シタル軍人爾後引續キ在職シ同日後陸軍兵長ヲ命セラレ本法施行前退職シ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ陸軍兵長トシテノ在職年月數ハ恩給法ノ適用ニ關シテハ之ヲ陸軍伍長トシテノ在職年月數ト看做ス

附則 (昭和十七年法律第三十四號)
 第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十七年勅令第百一十一號及第二百四十三號ヲ以テ第七十二條及第七十四條ノ改正規定ハ昭和十七年三月一日ヨリ其ノ他ノ改正規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ施行)

恩給法

- 第二條 本法施行前ノ在職ニ付在職年ヲ計算スル場合ニ於テ其ノ加算年ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
本法施行前従前ノ規定ニ依ル戦地ニ於テ流行病ニ罹リタル公務員ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
- 第三條 本法施行前給與事由ノ生シタル恩給ニ付退職前一年内ノ俸給ノ總額ヲ計算スル場合ニ於テハ仍従前ノ例ニ依ル
- 第四條 本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニシテ本法所定ノ金額ヲ受ケサルモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス
附則 (昭和十八年法律第七十八號)
- 第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ恩給法第二十三條、第二十五條及第二十六條ノ改正規定ハ勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ、同法第二十八條ノ二ノ改正規定ハ昭和十七年十二月一日ヨリ之ヲ適用ス
(昭和十八年勅令第三百十一號ヲ以テ第二十三條、第二十五條及第二十六條ノ改正規定ハ昭和十八年三月二十日ヨリ之ヲ適用シ其ノ他ノ改正規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ施行)
- 第二條 恩給法第十六條ノ改正規定施行前給與事由ノ生シタル恩給ノ負擔ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
- 第三條 恩給法第十七條ノ規定ハ當分ノ内之ヲ適用セズ
前項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 恩給法第十九條ノ二ノ改正規定施行前給與事由ノ生シタル恩給ノ額ヲ計算スル場合ニ於テハ仍従前ノ例ニ依ル
- 第五條 昭和十六年十二月八日以後恩給法第五十九條ノ二乃至第六十四

- 條及第七十五條ノ改正規定施行前公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之カ爲退職シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者ニシテ同改正規定施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ普通恩給ヲ受クベキモノ又ハ同一期間内ニ公務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死亡シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者ノ遺族ニシテ同改正規定施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ若ハ受クベキモノニハ同改正規定ニ依ル恩給金額ガ従前ノ規定ニ依ル恩給金額ヨリ多額トナルトキハ當該金額ト同改正規定ニ依ル金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ増給ス
- 第六條 公務員ニシテ恩給法第八十二條ノ二ノ改正規定施行前外國政府職員ト爲ル爲退職シタル後二年以上外國政府職員タリシモノ公務員トシテ再就職シ一年以上在職シテ同改正規定施行後退職スル場合ニ於テハ同法第八十二條ノ二ノ改正規定ニ準ジ外國政府職員トシテノ在職年月數ヲ通算ス
恩給法第八十二條ノ三ノ改正規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ適用ス但シ昭和八年九月三十日以前ニ給與事由ノ生シタル一時恩給ニ付テハ此ノ限ニ在ス
- 第七條 昭和八年法律第五十號附則第十條中「第五十九條ノ二第一項但書ヲ」第五十九條ノ二第一項「同但書各號」ヲ「同項第二號」ニ改ム
- 第八條 従前ノ規定ニ依ル道府縣立師範學校長ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル
恩給法第二十二條ノ改正規定施行ノ際道府縣立師範學校職員ヨリ官立師範學校職員ニ轉任シ同條ノ改正規定施行後之ヲ退職スル者ニ普通恩給ヲ給スル場合ニ於テ其ノ在職年中ニ同條ノ改正規定施行前ノ同法第

六十二條第三項又ハ第四項ニ掲グル學校ノ教育職員トシテノ勤続在職年十七年以上ノモノヲ含ムトキハ當該勤続在職年中十七年ヲ控除シタル殘ノ勤続在職年一年ニ付同條ノ規定ニ依リ加給ス
附則 (昭和二十年法律第十四號)

- 第一條 本法ハ昭和二十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第三十三條ノ二ノ改正規定ハ昭和十九年一月一日ヨリ之ヲ適用ス
- 第二條 公務員又ハ之ニ準ズベキ者公務ノ爲永續性ヲ有スル傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾ノ程度ニ至ラザルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ昭和十六年十二月八日以後本法施行前失格原因ナクシテ退職シタルモ改正前ノ恩給法第四十六條ノ二ノ規定ニ依リ傷病年金ヲ給セラレザル者ニハ本法施行後勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病ノ程度ヲ査定シ將來ニ向ツテ之ヲ給ス
- 第三條 昭和十六年十二月八日以後本法施行前戰鬪ノ爲傷痍ヲ受ケ之カ爲死亡シタル際ニ階等以上進級シタル軍人ノ遺族ニシテ本法施行ノ際現ニ従前ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケ又ハ受クベキモノニハ當該金額ニ其ノ金額ト本法所定ノ扶助料ノ金額トノ差額ヲ勅令ノ定ムル所ニ依リ將來ニ向ツテ増給ス
附則 (昭和二十一年法律第三十一號)
- 第一條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。但し第十六條、第二十條、第二十二條乃至第二十七條、第四十二條、第四十九條、第五十一條第二項、第五十五條、第六十五條、第六十五條ノ二及び第七十五條並びに別表第二號表、第三號表及び第五號表乃至第八號表の改正規定は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

- 前項但書の規定にかかわらず、同項但書に掲げる改正規定は、國民學校及び國民學校に類する各種學校の教育職員又は準教育職員については昭和二十一年六月二十二日から、これを適用する。
- 第二條 従前の規定による公務員又は公務員に準すべき者についてはなほ従前の例による。
- 第三條 傷病賜金については、第二條、第六十六條又は第六十六條ノ二の改正規定にかかはらず、なほ従前の例による。
- 第四條 陸軍刑法又は海軍刑法によつて一年未満の禁錮の刑に處せられた者については、第九條第二項、第四十一條第四號又は第五十一條第一項第二號の改正規定にかかはらず、なほ従前の例による。
- 第五條 昭和二十一年三月三十一日までに給與事由の生じた恩給の負擔については、なほ従前の例による。
朝鮮、臺灣、樺太、關東州若しくは南洋群島における地方經濟又は在滿學校組合の負擔すべき恩給は、第十六條の改正規定及び前項の規定にかかはらず、國庫が、これを負擔する。
- 第六條 第四十二條第一項第三號の改正規定の適用については、二級官試補には、高等文官の試補を、三級官見習には、判任官見習を含むものとする。
- 第七條 この法律施行前の在職年の計算については、なほ従前の例による。
- 第八條 この法律施行前に改正前の第四十八條第一項第二號に規定する

恩給法

地域で流行病に罹つた者については、なほ従前の例による。

第九條 昭和二十一年三月三十一日までに戦闘又は戦闘に準ずべき公務のため傷痍を受け、又は疾病に罹つた者については、なほ従前の例による。

第十條 昭和二十一年三月三十一日(國民學校及び國民學校に類する各種學校の教育職員又は進教育職員については同年六月二十一日)までに退職し、若しくは死亡した公務員若しくは公務員に準ずべき者又はその遺族に給する増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料の年額の計算については、なほ従前の例による。

第十一條 この法律施行前に本屬廳の承認を受けて、外國政府職員となつた公務員の、外國政府職員としての在職年の通算又は受けた一時恩給の返還については、なほ従前の例による。

第十二條 別表第二號表、第三號表及び第五號表乃至第八號表の適用については、昭和二十一年四月一日以後在職する勅任、奏任若しくは判任又は勅任待遇、奏任待遇若しくは判任官待遇の者は、これを一級、二級若しくは三級又は一級待遇、二級待遇若しくは三級待遇の者と看做す。

附則 (昭和二十二年法律第七十七号)

第一條 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。但し、第二十三條第四號及び第四十二條第二項後段の改正規定は、昭和二十二年一月一日からこれを適用する。

第二條 この法律施行前、普通恩給、増加恩給又は傷病年金を受けける権利のある者が、退職後一年内に従前の宮内官の恩給規程による宮内職

員として就職したときは、恩給法第六條の規定の適用については、これを公務員として再就職したものとみなす。

第三條 従前の宮内官の恩給規程による宮内職員及び従前の宮内官の恩給規程による宮内職員としての在職については、なほ従前の例による。但し、昭和八年皇室令第一号附則第八條第一項第一号及び第二号並びに同條第二項の規定は、この法律施行後給與事由の生ずる恩給の基礎となる在職年の計算については、これを適用しない。

第四條 従前の宮内官の恩給規程によつて受ける恩給は、これを恩給法の規定によつて受ける恩給とみなす。

第五條 この法律施行の際、従前の宮内官の恩給規程による宮内職員が、引き続き公務員となつた場合には、これを動続したものとみなす。

第六條 この法律施行前の在職については、在職年を計算する場合の加算年については、第三十三條の改正規定にかかわらず、なほ従前の例による。

第七條 この法律施行前に二年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられた者については、第四十一條第三号の改正規定にかかわらず、なほ従前の例による。

第八條 従前の規定による貴族院守衛又は衆議院守衛の恩給及び従前の規定による貴族院守衛又は衆議院守衛としての在職については、なほ従前の例による。

第九條 この法律施行の際、現に公務員たる者が、引き続き國會職員となつた場合には、これを従前の身分のまま動続するものとみなし、

当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

第十條 この法律施行の際、現に公務員たる者が、引き続き都道府縣たる普通地方公共團體の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま動続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

第十一條 恩給法第七十三條第二項の規定による扶助料を給する順位及び同法第七十四條第三項の規定による扶助料を給する養子については、当分の間、政令で特別の定をなすことができるものとする。

附則 (昭和二十二年法律第一五〇号)

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十六條第三号、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十條第一項、第二十三條第二号、第二十五條、第二十六條、別表第二号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び進教育職員については、第十六條第三号、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項又は第六十二條第三項乃至第五項の改正規定にかかわらず、なほ従前の例による。

第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による動続在職年には、従前の同項の規定による動続在職年を、同條第四項の改正規定による動続在職年には、従前の同項の規定による動続在職年を含むものとする。

第十四條 昭和二十二年五月二日において現に公務員たる者が、引き続き國會職員になつた場合には、これを動続とみなす。

第十五條 従前の親任官については、別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかわらず、なほ従前の例による。

第十六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正する。

第九條を削除する。

第十條中「普通地方公共團體」の下に「又は特別区たる特別地方公共團體」を加える。

附則 (昭和二十三年法律第一八五号)

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條から第十條の三まで、第七十二條から第七十六條まで及び第七十八條から第八十二條までの改正規定は、昭和二十三年一月一日から第二十二條中助教諭に関する改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第一号の改正規定は、昭和二十三年三月七日から同條第三号の改正規定は、同年二月十五日から、これを適用する。

第二條 この法律施行前禁錮以上の刑に処せられた者については、なほ従前の例による。

第三條 昭和二十二年十二月三十一日以前に恩給権者が死亡した場合におけるその生存中の恩給で給與を受けなかつたものの支給については、なほ従前の例による。

第四條 従前の規定による公立の図書館の職員で官吏であつた者については、なほ従前の例による。

恩給法

第五條 従前の規定による教官心得又は准教員については、なお従前の例による。

前項の者が引き続きして助教諭になつた場合においては、前項の者の在職は、これを助教諭としての在職とみなす。

第六條 従前の規定による警察監獄職員については、なお従前の例による。

第七條 昭和二十二年十二月三十一日までに給與事由の生じた扶助料及び一時扶助料については、なお従前の例による。但し、昭和二十三年一月一日以後においては、左の特例に従う。

一 昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利又は資格を有する者については、第七十六條及び第八十條の改正規定を適用する。

二 昭和二十三年一月一日において現に扶助料を受ける権利を有する者がある場合において、その者が失権した後においては、第七十三條から第七十四條まで第七十五條及び第七十八條から第七十九條の二までの改正規定を適用する。

第八條 この法律の附則第三條、第四條、第五條第一項、第六條及び前條に規定する場合において、東京都長官又は警視總監が裁定すべきこととなる恩給については、東京都知事が、北海道廳長官が、裁定すべきこととなる恩給については、北海道知事が、これを裁定する。

第九條 この法律施行の日に属する月の翌月以降の普通恩給については、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八條第一項第三号及び第四号並びに同條第二項の規定は当分の間、これを適用しない。

第十條 昭和二十三年四月二日現に都道府縣の保健衛生に関する事務に従事する職員で昭和二十二年法律第七十七号(恩給法の一部を改正する法律)附則第十條の規定の適用を受ける者が引き続きして市立保健所の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

(別表)

第一號表

(一) 三分ノ二月ヲ加算スヘキモノ

北海道
松前郡
小島
石川縣
鳳至郡
舩倉島
長崎縣
南松浦郡
女島
鹿兒島縣
川邊郡
草垣島

(二) 二分ノ一月ヲ加算スヘキモノ

北海道
厚岸大黒島
東京都
八丈島
鳥島
長崎縣
西彼杵郡
大立島
北松浦郡
五島
白瀬
二神島
上縣郡
三島
福岡縣
宗像郡
沖島
沖繩縣
大東島
宮古島列島
八重山列島

第一號表ノ二

マラリヤ(黒水熱ヲ含ム)

恩給法

第一號表ノ三

一 外國ノ交戦若ハ擾亂ノ地域内ニ於テ勤務中又ハ該地域内ヲ

猩紅熱
痘瘡
コレラ
發疹チフス
腸チフス
バラチフス
ペスト
回歸熱
赤痢
流行性腦脊髄膜炎
流行性感冒
肺チストマ病
トリパノゾーム病
黃疸出血性スピロヘータ病
カラアザール
黃熱
發疹熱
流行性出血熱
デング熱
フィラリア病
フランベジア
流行性腦炎

恩給法

- 職務ヲ以テ旅行中ニ於ケル該交戦又ハ擾亂ニ因ル傷痍疾病
- 一 職務ヲ以テ暴徒ヲ鎮壓スルニ當リ又ハ兇賊若ハ脱獄囚ヲ逮捕スルニ當リ危害ヲ加ヘラルヘキコトヲ豫斷シ得ルニ拘ラス危険ヲ冒シテ其ノ職務ヲ執行シタル爲加ヘラレタル傷痍疾病
 - 二 職務ヲ以テコレラ又ハベストノ防疫診療又ハ看護ニ直接從事シ之カ爲罹リタル該疾病
 - 三 急流其ノ他生命ノ危険ヲ感スヘキ事情ノ下ニ於ケル潛水勤務ニ因ル傷痍疾病

第一號表ノ四

不具發疾程度	不具發疾ノ狀態
第一項症	<ol style="list-style-type: none"> 一 常ニ就床ヲ要シ且複雑ナル介護ヲ要スルモノ 二 重大ナル精神障礙ノ爲常ニ監視又ハ複雑ナル介護ヲ要スルモノ 三 兩眼ノ視力カ明暗ヲ辨別シ得サルモノ 四 身體諸部ノ障礙ヲ綜合シテ其ノ程度第一項症ニ第一項乃至第六項症ヲ加ヘタルモノ
特別項症	<ol style="list-style-type: none"> 一 複雑ナル介護ヲ要セサルモ常ニ就床ヲ要スルモノ 二 精神的又ハ身體的作業能力ヲ失ヒ僅ニ自用ヲ辨シ得ルニ過キサルモノ 三 咀嚼及言語ノ機能ヲ併セ廢シタルモノ

第二項症	第三項症	第四項症
<ol style="list-style-type: none"> 一 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ〇・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 肘關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ 三 膝關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ 四 精神的又ハ身體的作業能力ノ大部ヲ失ヒタルモノ 五 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ廢シタルモノ 六 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 七 兩耳全ク聾シタルモノ 	<ol style="list-style-type: none"> 一 大動脈瘤、鎖骨不動脈瘤、總頸動脈瘤、無名動脈瘤又ハ腸骨動脈瘤ヲ發シタルモノ 二 腕關節以上ニテ兩上肢ヲ失ヒタルモノ 三 足關節以上ニテ兩下肢ヲ失ヒタルモノ 四 肘關節以上ニテ一上肢ヲ失ヒタルモノ 五 膝關節以上ニテ一下肢ヲ失ヒタルモノ 六 精神的又ハ身體的作業能力ヲ著シク妨クルモノ 七 咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ著シク妨クルモノ 	<ol style="list-style-type: none"> 一 兩眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 兩耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大ニテハ辨別シ得サルモノ

第五項症	第六項症	第七項症
<ol style="list-style-type: none"> 一 精神の又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ 二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨アルモノ 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 脾臟ヲ失ヒタルモノ 五 一側拇指及示指ヲ失ヒタルモノ 六 一側總指ノ機能ヲ廢シタルモノ 	<ol style="list-style-type: none"> 一 精神の又ハ身體的作業能力ヲ高度ニ妨クルモノ 二 頸部又ハ軀幹ノ運動ニ著シク妨アルモノ 三 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ一メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 四 脾臟ヲ失ヒタルモノ 五 一側拇指及示指ヲ失ヒタルモノ 六 一側總指ノ機能ヲ廢シタルモノ 	<ol style="list-style-type: none"> 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話聲ヲ一・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一側腎臟ヲ失ヒタルモノ

恩給法

第一號表ノ五

傷病ノ程度	傷病ノ狀態
第一款症	<ol style="list-style-type: none"> 一 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ二・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 二 一耳全ク聾シタルモノ 三 一側拇指ノ機能ヲ廢シタルモノ 四 一側示指乃至小指ノ機能ヲ廢シタルモノ 五 一側總趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
第二款症	<ol style="list-style-type: none"> 一 精神の又ハ身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルモノ 二 一眼ノ視力カ視標〇・一ヲ三・五メートル以上ニテハ辨別シ得サルモノ 三 一耳ノ聽力カ〇・〇五メートル以上ニテハ大ニテハ辨別シ得サルモノ

恩給法

第四款症	一 一眼ノ視力カ〇・一ニ滿タサルモノ	第三款症	一 一側示指ノ機能ヲ廢シタルモノ
	二 一耳ノ聽力カ尋常ノ話聲ヲ〇・五メートル以上ニテハ解シ得サルモノ		二 一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ
第四款症	三 一側中指ノ機能ヲ廢シタルモノ	第三款症	三 一側第一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
	四 一側環指ヲ全ク失ヒタルモノ		四 一側第二趾ヲ全ク失ヒタルモノ
	五 一側第二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ		
	六 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ヲ全ク失ヒタルモノ		

右ニ掲クル各症ニ該當セサル傷疾疾病ノ程度ハ右ニ掲クル各症ニ進シ之ヲ査定ス
 視力ヲ測定スル場合ニ於テハ屈折異常ノモノニ付テハ矯正視力ニ依リ視標ハ萬國共通視力標ニ依ル

第一號表ノ六

一 内閣總理大臣、最高裁判所長官及日本國憲法

一級ノ者ノ例ニ依ルモノ	第七條ノ規定ニ依ル認證官 二 退職當時ノ俸給月額千四百圓以上ノ裁判官ニシテ前號ノ規定ニ該當セサルモノ 三 衆議院事務局又ハ參議院事務局ノ事務總長、事務次長、部長タル參事及常任委員會專門調査員並國會圖書館ノ館長及副館長
二級ノ者ノ例ニ依ルモノ	一 裁判官ニシテ前欄ニ掲クル者以外ノモノ 二 衆議院事務局若ハ參議院事務局又ハ國會圖書館ノ參事(前欄ニ掲クル參事ヲ除ク)及副參事並彈劾裁判所又ハ訴追委員會ノ書記長
三級ノ者ノ例ニ依ルモノ	國會議員ニシテ前二欄ニ掲クル者以外ノモノ

第二號表

傷原因症等級	甲		乙	
	特別項	第一項	特別項	第一項
一級	特別項	一、四〇〇	特別項	一、九二〇
	第一項	二、〇〇〇	第一項	一、六〇〇
二級	特別項	一、六〇〇	特別項	一、二八〇
	第一項	一、二八〇	第一項	一、〇〇〇
三級	特別項	一、〇〇〇	特別項	七五〇
	第一項	七五〇	第一項	四〇〇
四級	特別項	八〇〇	特別項	六〇〇
	第一項	五三四	第一項	三〇七

恩給法

恩給法

第三號表

號	甲				乙				傷病原因等	特別項ハ各第一項ノ金額ニ其ノ十分ノ五以内ノ金額ヲ加ヘタルモノトス
	第一	第二	第三	第四	第一	第二	第三	第四		
第五項	八〇〇	六四〇	四二八		三	三			退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者	三二〇
第六項	六〇〇	四八〇	三二〇		三	三			退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿六十圓以上ノ者	四七〇
第七項	四二二	三三二	二二二		待	待			退職當時ノ俸給月額六十圓未滿ノ者	三八八
	三三八	三〇四	二〇三		週	週				三五六
	三五二	二七六	一八四							二九〇
										二二〇
										一八〇
										一五〇
										一七六
										一四四
										一二〇

一級又ハ二級ノ官吏及同待遇者ニ給スヘキ金額ハ退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者ニ給スヘキ金額ニ其ノ十分ノ一二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

第四號表 削除

第五號表

率	級	等
二四割	一級待遇	一級
二六割	退職當時ノ俸給月額百二十圓以上ノ者	二級
二八割	退職當時ノ俸給月額百五十圓以上ノ者	三級
二九割	退職當時ノ俸給月額百二十圓未滿ノ者	待
三一割	退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者	週
三三割	退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者	三級
三九割	退職當時ノ俸給月額百九十圓以上ノ者	級
四一割	退職當時ノ俸給月額百九十圓未滿ノ者	待
四三割	退職當時ノ俸給月額六十圓未滿ノ者	週

第六號表

率	級	等
一九・二割	一級待遇	一級
二〇・八割	退職當時ノ俸給月額百二十圓以上ノ者	二級
二二・四割	退職當時ノ俸給月額百五十圓以上ノ者	三級
二三・二割	退職當時ノ俸給月額百二十圓未滿ノ者	待
二四・八割	退職當時ノ俸給月額百三十圓以上ノ者	週
二六・四割	退職當時ノ俸給月額百三十圓未滿ノ者	三級
三一・二割	退職當時ノ俸給月額百九十圓以上ノ者	級
三二・八割	退職當時ノ俸給月額百九十圓未滿ノ者	待
三四・四割	退職當時ノ俸給月額六十圓未滿ノ者	週

第七號表

恩給法

等	級	率
一	一級	一四・四割
	二級	一五・六割
二	待	一六・八割
	週	一六・八割
三	待	一八・〇割
	週	一八・六割

第八號表

遺族等	遺族員級		遺族員級		遺族員級		遺族員級	
	一級	二級	一級	二級	一級	二級	一級	二級
遺族ノ員數三人ヲ超ユル場合ノ率ハ三人ノ場合ノ率ニ三人ヲ超ユル一人ニ付一級ノ者及一級待遇ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・五割、二級ノ者又ハ二級待遇ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額額二百五十圓以上ノモノノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・七五割、二級ノ者又ハ二級待遇ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額額二百十圓未滿ノモノ及三級ノ者又ハ三級待遇ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ一・〇割ヲ加ヘタル率トス。	一級待遇	二級待遇	一級待遇	二級待遇	一級待遇	二級待遇	一級待遇	二級待遇
遺族ノ員數三人ヲ超ユル場合ノ率ハ三人ノ場合ノ率ニ三人ヲ超ユル一人ニ付一級ノ者及一級待遇ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・五割、二級ノ者又ハ二級待遇ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額額二百五十圓以上ノモノノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ〇・七五割、二級ノ者又ハ二級待遇ノ者ニシテ退職當時ノ俸給月額額二百十圓未滿ノモノ及三級ノ者又ハ三級待遇ノ者ノ遺族ニ給スヘキ扶助料ニ在リテハ一・〇割ヲ加ヘタル率トス。	〇・五割	一・〇割	二・〇割	二・〇割	二・〇割	二・五割	二・五割	二・五割

●恩給法臨時特例

昭和二十三年七月二十九日
法律第九十号

(この法律の目的)

第一條 公務員の給與の変更等に伴う恩給法(大正十二年法律第四十八号)の臨時の特例については、この法律の定めるところによる。

2 國會は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号。同法の改正規定並びに同法に基く政令及び人事委員会規則を含む。以下同じ)の規定がこの法律の規定と矛盾する場合においては、その國家公務員法の規定が優先するものであることを、ここに宣言する。

(若年による恩給停止の特例)

第二條 普通恩給については、恩給法(以下法という)第五十八條第一項第三号の規定にかかわらず、これを受ける者か四十歳に滿ちる月までは、その全額を、四十歳に滿ちる月の翌月から四十五歳に滿ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に滿ちる月の翌月から五十歳に滿ちる月までは、その十分の三を停止する。

2 前項に規定する普通恩給の停止は、普通恩給と増加恩給又は傷病年金とが併給される場合には、これを行わない。

3 第一項に規定する普通恩給の停止は、公務に起因しない傷い又は疾病が法第四十九條の二又は第四十九條の三に規定する程度に達してこれがため退職した場合には、退職後五年間は、これを行わない。

4 前項の期間満了の六月前までに、傷い又は疾病が回復しない者は、裁定應に對し、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷い又は疾病が、なお前項に規定する程度に達し

恩給法臨時特例

ているときは、第一項に規定する普通恩給の停止は、引き続きこれを行わない。

(多額所得による恩給停止の特例)

第三條 法第五十八條第一項第四号及び同條第二項の規定による普通恩給の停止については、これらの規定にかかわらず、恩給年額が一万五千円以上で、前年における恩給外の所得の年額が十五万円をこえる者について、左の区分によつて、これを行う。

一 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円以下であるときは、十六万五千円をこえる金額の一割五分の金額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることはない。

二 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円をこえ二十四万円以下であるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえる金額の二割五分の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

四 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十万円をこえるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と

恩給法臨時特例

十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえ三十万円以下の金額の二割五分の金額と三十万円をこえる金額の三割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

2 前項の恩給外の所得の計算については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九條及び第十條の規定を準用する。

3 第一項の恩給外の所得は、税務署長の調査により裁定廳が、これを決定する。

4 第一項に規定する恩給の停止は、前項の決定に基づいて、その年の七月から翌年六月に至る期間分の恩給について、これを行う。但し恩給を受ける事由の生じた月の翌月から翌年六月に至る期間分の恩給については、恩給の停止を行わない。

5 恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給について、第一項に規定する恩給の停止を行うべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行うべき期間後の期間分の恩給支給額からも、これを控除することができる。

（個人納金の特例）

第四條 法第五十九條第二項但書及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるは「百分の二」と読み替えるものとする。

（増加恩給年額の特例）

第五條 公務員又は公務員に準ずる者の増加恩給の年額は、法第六十五

條の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び不具は、疾の程度により定めた別表第一号表の率を乗じて得た金額とする。但し、傷を受け、又は疾病にかかった時から五年内に退職しなかつた場合においては、傷を受け、又は疾病にかかった時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職当時の俸給年額とみなす。

（傷病年金年額の特例）

第六條 公務員又は公務員に準ずる者の傷病年金の年額は、法第六十五條の二の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び傷病の程度により定めた別表第二号表の率を乗じて得た金額（普通恩給を併給される場合においては、その金額の十分の八・五に相当する金額）とする。

2 前條但書の規定は、傷病年金を給すべき者の退職当時の俸給年額について、これを準用する。

（増加恩給又は傷病年金の家族加給）

第七條 増加恩給又は傷病年金を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族があるときは、二千四百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、増加恩給又は傷病年金の年額に加給する。

2 前項の「扶養家族」とは、増加恩給又は傷病年金を受ける者の退職當時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

（扶助料年額の特例）

第八條 法第七十五條第一項の規定の適用については、同項第二号中

「退職当時の等級により定めたる別表第五号表の率」とあるのは「四十割」と、同項第三号中「退職当時の等級により定めたる別表第六号表の率」とあるのは「三十三割」と、同項第四号中「退職当時の等級により定めたる別表第七号表の率」とあるのは「二十四割」と読み替えるものとする。

2 法第七十五條第一項第二号から第四号までの規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養遺族あるときは、法第七十五條第二項から第四項までの規定にかかわらず、二千四百円に扶養遺族の員数を乗じて得た金額を、扶助料の年額に加給する。

3 前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。

（重複加給の禁止）

第九條 第七條第一項又は前條第二項の規定により加給を受けるべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給について加給を受けるべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給與事由の生じた恩給についてのみ加給の原因となるものとする。

（災害補償との関係）

第十條 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、増加恩給又は傷病年金（第

七條第一項の規定によりこれらの年額に加給される年額を含む。）は、これを停止する。

第十一條 労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、左の区分によつて扶助料の一部を停止する。

一 法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料については、その年額の四十分の三十に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

二 法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料については、その年額の三十三分の二十三に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

三 法第七十五條第一項第四号の規定による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

第十二條 前二條の規定による停止年額が、その者の受けた労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するものの金額の六分の一に相当する金額をこえる者については、その停止金額は、当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額とする。

（恩給の請求手続）

第十三條 この法律の規定による恩給の請求手続については、政令でこれを定める。

恩給法臨時特例

恩給法臨時特例

附則

第十四條 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第十五條 恩給法臨時特例（昭和二十一年法律第三十六号）は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廃止する。

第十六條 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額及び同日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2 前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日まで退職し、又は死亡した者の退職又は死亡当時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における給與に関する法令の規定による本俸の額とする。

第十七條 前條に規定する普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額（普通恩給を受けない者については、これを受けけるものとした場合において、普通恩給の年額計算の基礎となるべき俸給年額を含む。）にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用して算出した年額に改定する。

第十八條 前條の普通恩給を受ける者については、第二條第三項及び第四項の規定は、これを適用しない。

2 前項の普通恩給を受ける者に第二條第一項の規定を適用する場合には

特別項は各号第一項の率に其の十分の五以内の率を加えたるものとする。

乙号	普通公務	88 150	74 150	60 150	49 150	40 150	33 105	23 150
----	------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

第二号表

傷病原因	症狀等				
	第一款	第二款	第三款	第四款	
甲号	特別公務	30 150	24 150	21 150	18 150
乙号	普通公務	25 150	20 150	18 150	15 150

第三号表

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
五四〇〇円	一四、四〇〇円
六〇〇〇	一五、八四〇
六六〇〇	一七、二八〇
七二〇〇	一八、七二〇
七八〇〇	二〇、一六〇
九〇〇〇	二二、〇八〇
一、〇二〇〇	二四、〇〇〇
一、一四〇〇	

恩給法臨時特例

において、その者に支給する額は、この法律の制定がなかつたならば受けるべきであつた額を下ることはない。

第十九條 この法律の適用を受ける恩給額の計算については、恩給の減額補給及び停止に関する法律（昭和七年法律第十三号）は、これを適用しない。

第二十條 昭和二十一年七月一日以後引き続き内地外にある者が内地に帰還しないで退職し、又は死亡した場合に給する恩給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十（公務に因る傷い、又は疾病のため退職し、又は死亡した者については、百分の百四十五）に相当する額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。

第二十一條 第十七條の規定により恩給年額を改定する場合においては、裁定廳は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第七條第一項又は第九條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

（別表）

第一号表	傷病原因	症狀等	特別項
104 150	特別公務	第一項	二五、九二〇
88 150		第二項	二七、八四〇
71 150		第三項	二九、七六〇
58 150		第四項	三一、六八〇
46 150		第五項	三三、六〇〇
38 150		第六項	三五、五二〇
27 150		第七項	三七、四四〇

一、二六〇	二五、九二〇
一、三八〇	二七、八四〇
一、五〇〇	二九、七六〇
一、六二〇	三一、六八〇
一、七四〇	三三、六〇〇
一、九二〇	三五、五二〇
二、一〇〇	三七、四四〇
二、二八〇	三九、三六〇
二、四六〇	四一、二八〇
二、六四〇	四三、二〇〇
二、八二〇	四五、一二〇
三、〇〇〇	四七、〇四〇
三、一八〇	四八、九六〇
三、三六〇	五〇、八八〇
三、五四〇	五二、八〇〇
三、七二〇	五四、七二〇
三、九〇〇	五六、六四〇
四、〇八〇	五八、五六〇
四、二六〇	六〇、四八〇
四、四四〇	六二、四〇〇
四、六二〇	六四、三二〇
四、八〇〇	六六、二四〇
五、〇〇〇	六八、一六〇
五、二〇〇	七〇、〇八〇
五、四〇〇	七二、〇〇〇
五、六〇〇	七三、九二〇
五、八〇〇	七五、八四〇
六、〇〇〇	七七、七六〇
六、二〇〇	七九、六八〇
六、四〇〇	八一、六〇〇
六、六〇〇	八三、五二〇
六、八〇〇	八五、四四〇
七、〇〇〇	八七、三六〇
七、二〇〇	八九、二八〇
七、四〇〇	九一、二〇〇
七、六〇〇	九三、一二〇
七、八〇〇	九五、〇四〇
八、〇〇〇	九六、九六〇
八、二〇〇	九八、八八〇
八、四〇〇	一〇〇、八〇〇
八、六〇〇	一〇二、七二〇
八、八〇〇	一〇四、六四〇
九、〇〇〇	一〇六、五六〇
九、二〇〇	一〇八、四八〇
九、四〇〇	一一〇、四〇〇
九、六〇〇	一一二、三二〇
九、八〇〇	一一四、二四〇
一、〇〇〇	一一六、一六〇
一、〇二〇	一一八、〇八〇
一、〇四〇	一二〇、〇〇〇

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇円未満の者の仮定俸給年額は、その俸給年額の二六倍に相当する額とする。
普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に対する仮定俸給年額による。

●昭和二十年勅令第五百四十二號

「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件

昭和二十一年二月一日
勅令第六十八號

改正 昭和二十一年三月〇四號 昭和二十二年改令第三一九號

朕昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 軍人若ハ進軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ進ズベキ者（以下軍人軍屬ト稱ス）又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各號ニ據グル恩給ハ之ヲ給セズ

一 普通恩給
二 發疾ノ程度ガ従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七

號以下令ト稱ス）第二十四條第七項症ニ係ル増加恩給

三 傷病年金

四 一時恩給

五 發疾ノ程度ガ令第三十一條（昭和二十一年勅令第五百四十二號ニ依ル改正前ノ令第三十一條トス以下同ジ）ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金

六 扶助料

七 一時扶助料

第二條 軍人軍屬トシテノ在職年月數ハ第五條ノ場合ヲ除クノ外在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

恩給法（昭和二十一年法律第三十一號ニ依ル改正前ノ規定ヲ含ム以下法ト稱ス）第三十二條ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ

第三條 軍人軍屬トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍屬以外ノ公務員又ハ公務員ニ進ズベキ者（以下文官ト稱ス）ヨリ軍人軍屬ニ轉官シタルモノニ付テハ其ノ轉官ヲ以テ退職ト看做ス

第四條 普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一條又ハ第二條ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者が文官又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ニハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得

第五條 發疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當

時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一號表ノ俸給月額ニ發疾ノ程度ニ依リ別表第二號表ニ定メタル月額ヲ乗ジタル金額ノ五十割ニ相當スル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上ノ年増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ二十ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス
前二項ノ規定ニ依ル増加恩給ニシテ發疾ノ程度カ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年額ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ一人ニ付年額二千四百圓ヲ加給ス
一 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シタル妻又ハ十六歳未満ノ子
二 増加恩給ヲ受クルノ事由發生當時ヨリ不具發疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ妻又ハ子

第六條 軍人軍屬タルニ因ル増加恩給ニシテ發疾ノ程度カ令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ者ニ

ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ發疾ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定メタル月額ヲ乗ジタル金額ノ傷病賜金ヲ給ス
發疾ノ程度カ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ別表第三號表ノ月額ヲ乗ジタル金額ノ五十割ニ相當スル金額トス

法第六十六條ノ二ノ規定ハ准士官以上ノ軍人軍屬第一項ノ傷病賜金ヲ受ケタル後増加恩給ヲ受クルニ至タル場合ニ付之ヲ准用ス

第七條 恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件

ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止め又ハ恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ裁定セズ

第八條 公務員若ハ公務員ニ進ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

公務員又ハ公務員ニ進ズベキ者聯合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

第四條乃至第六條ノ規定ハ前二項ノ適用ヲ妨ゲズ
法第四十一條第二號ノ規定ノ適用ニ付テハ第五十一條ノ規定トアルハ第一項及第二項ノ規定ヲ含ムモノトス

第九條 前八條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十條 本令ノ適用ヲ受クベキ恩給ヲ受クルノ權利ニシテ本令施行前給與事由ノ生ジタルモノニ付テハ時効ハ昭和二十一年二月一日ヨリ進行ス

第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第七條及第八條ノ規定ハ昭和二十一年十一月二十四日ヨリ之ヲ適用ス
本令施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ付本令ヲ適用スル場合ニ於テハ權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ爲スコトヲ得

附則（昭和二十一年勅令第三百四號）
第一條及び第六條ノ改正規定は、昭和二十一年二月一日から、第八條ノ改正規定は、昭和二十一年十一月二十四日から、これを適用する。

昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件

四四

附則 (昭和二十三年政令第三一九号)

- この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年九月一日から適用する。
- 昭和二十三年八月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍属の傷病賜金の金額又は同日以前に給與事由の生じた軍人軍属の増加恩給の昭和二十三年八月分までの年額の計算については、なおこの政令により改正される前の第五條又は第六條の規定を適用する。
- 第五條第三項の改正規定による加給年額は、七千二百円を(別表)第一號表
- この政令の附則第二項に規定する増加恩給については、昭和二十三年九月分以降、その年額を第五條の改正規定及び前項の規定により計算して得た年額に改定する。
- 前項の規定により増加恩給の年額を改定する場合においては、裁定應は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五條第三項の改正規定による加給については、受給者の請求を待って、これを行う。

階等	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官	下士官	兵
俸給月額	五〇〇円	四五〇円	四〇〇円	三五〇円	二七〇円	一九〇円	一五〇円	一二〇円	一一〇円	一〇〇円	九〇円	八〇円

第二號表

發疾ノ程度	月數
令第二十四條ノ特別項症	八・〇月
同 第一項症	七・〇月
同 第二項症	六・五〇月
同 第三項症	六・〇〇月
同 第四項症	五・五〇月
同 第五項症及第六項症	五・〇〇月

第三號表

發疾ノ程度	月數
令第二十四條ノ第七項症	二・〇月
令第二十四條ノ第一項症	一・五〇月
同 第二項症	一・〇月
同 第三項症	九・〇月
同 第四項症	六・〇月
同 第一項目症	四・〇月
令第三十一條ノ第一項症	二・〇月

●昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

昭和二十一年二月二日 閣令第四號

- 改正 昭和二十一年第三〇號、第五九號
- 第一條 昭和二十一年勅令第六十八號(以下勅令ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム
- 陸軍又ハ海軍ノ警部、監獄看守長、警査巡査又ハ監獄看守以外ノ判任官タル者
 - 陸軍又ハ海軍ノ理事官、事務官、通譯官又ハ編修
 - 陸軍又ハ海軍ノ警査、巡査、警守又ハ監獄看守以外ノ判任官又ハ高等官ノ待遇ヲ受クル者
 - 第一號ノ者ニシテ各職職員優遇令ニ依リ奏任官ト爲リタルモノ又ハ退官者ハ死亡ニ際シ奏任官ト爲リタルモノ
- 第二條 普通恩給又ハ扶助料ノ基礎ト爲リタル在職年中ニ恩給法第六十七條第一項、第七十條第一項又ハ第八十二條第一項ノ規定ニ該當スル在職年ヲ含ム場合ニ於テ其ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ受ケタルコトナキトキ又ハ其ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ受ケタルモノ其ノ一時恩給ニ付同法第六十四條ノ二ノ規定ノ適用アリタルトキハ勅令第四條ノ規定ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給ス
- 第三條 勅令施行ノ日迄ニ年金タル恩給ノ證書ヲ交付セラレタル者ニ對シテハ昭和二十一年一月分迄ノ恩給ハ同年二月一日以後ニ於テモ同年四月三十日迄ヲ限り之ヲ支給ス
- 第四條 勅令附則第三項ノ場合ニ於テハ勅令第一條ノ軍人、軍屬又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ關スル場合ヲ除クノ外權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ爲ス
- 第四條ノ二 前條ノ改定遅延ノ場合ハ昭和二十一年四月ノ支給期月ニ支給スベキ恩給ニ限リ從前ノ額ニ依リ之ヲ支給ス且シ同月三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ場合ニ於テ改定額ヲ超過シテ支給シタル額ハ後ノ支給金額ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得
- 第五條 第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ改定ニ關シテハ第六條乃至第八條ノ定ムル所ニ依ル
- 第六條 權利者ノ請求ヲ俟タズシテ改定スベキ恩給ニ付テハ改定恩給金額ヲ表示シタル恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發行ス
- 前項ノ改定恩給額増加恩給ナル場合ニ於テハ改定恩給證書ヲ交付スル迄ハ改定金額ヲ表示シタル支給額票(別記第一號様式)ヲ貼附シタル改定前ノ恩給證書ニ依リ改定金額ヲ支給ス
- 前二項ノ改定恩給證書若ハ支給額票又ハ裁定通知書ハ東京貯金支局ヲ經由シ之ヲ權利者ニ交付ス權利者ハ改定前ノ恩給證書ニ受領印ヲ爲シ、之ト引換ニ第一項ノ改定恩給證書又ハ裁定通知書ノ交付ヲ受クベシ
- 第七條 恩給ノ改定ヲ請求セントスル者ハ改定請求書(別記第二號様式)ニ改定前ノ恩給證書ヲ添附シテ内閣恩給局長ニ差出スベシ
- 第八條 恩給ノ改定ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ノ定ムル所ニ依ル
- 第九條 第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ内閣恩給局長以外ノ者ノ管掌ニ係ルモノノ改定ニ關シテハ各其ノ者ノ定ムル所ニ依ル
- 第十條 第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ改定恩給ノ裁定官應

四五

昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

カ改定前ノ恩給ノ裁定官廳(其ノ事務ヲ承繼シタル官廳ヲ含ム)ト異ナル場合ニ於テハ前ノ裁定官廳(其ノ事務ヲ承繼シタル官廳ヲ含ム)ハ改定ニ關シ必要ナル事項ヲ後ノ裁定官廳ニ通知スベシ

附則

本令ハ昭和二十一年二月一日ヨリ之ヲ適用ス

(別記)

第一號様式

改定恩給支給額票			
改定前證書記號番號		圓	
改定證書記號番號		圓	錢
改定年額		圓	錢
同上一年額		圓	錢
氏名			
生年	月	年	月生

(内閣恩給局)

注意
(一) 本票ハ證書表面金額ノ上部ニ貼附スベシ
(二) 改定恩給證書ハ追而交付スベキニ付其ノ際現證書ハ之ヲ還納スベシ

第二號様式

改定請求書

一、恩給證書記號番號
二、證書ノ日附
三、恩給年額

昭和二十一年勅令第六十八號ノ定ムル所ニ依リ前記恩給改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地
現住所
昭和 年 月 日

請求者 氏 名

内閣恩給局長殿
支給局〇〇郵便局

●恩給給與規則

大正十二年八月二十二日
勅令第三百六十九號

改正 昭和八年第二三七號、第三一號、一二年第三六〇號、一三年第三八三號、一五年第七六五號、一七年第四七二號、一八年第三一二號、二三年第三五九號

朕恩給給與規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理大臣 署名)

恩給給與規則

第一章 恩給ノ請求

第一條 普通恩給ヲ受ケムトスル者ハ普通恩給請求書ヲ、增加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ヲ受ケムトスル者ハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ヲ退職當時ノ本屬廳ヲ經テ裁定廳ニ差出スヘシ

第二條 前條ノ恩給請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

- 一 在職中ノ履歷書
- 二 戶籍抄本(之ニ準スヘキモノヲ含ム以下同シ)(退職後請求迄ノ間ニ於テ作成セラレタルモノ)
- 公務傷病ニ因ル恩給請求書ニハ前項各號ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ
 - 一 傷疾疾病カ公務ニ起因シタルコトヲ認ムルニ定ルヘキ書類(例ハ現認者ノ現認證明書、所屬長ノ事實證明書等)
 - 二 症狀ノ經過ヲ記載シタル書類
 - 三 請求當時ニ於ケル診斷書
- 四 恩給法臨時特例第十條ニ掲グル障害補償又ハ之ニ相當スル給付ノ

恩給給與規則

金額及之ヲ受ケル事由ノ生ジタル年月日ヲ記載シタル本屬廳ノ證明書

恩給ヲ改定スル場合ニ於テ前ニ恩給證書ヲ受ケタルコトアルトキハ前二項各號ニ掲グル書類ノ外其ノ恩給證書ヲ添附スベシ

第二條ノ二 恩給法臨時特例第二條第三項ノ規定ノ適用ヲ受ケントスル者ハ普通恩給請求書ニ前條第一項各號ニ掲グル書類ノ外同條第二項第二號及第三號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

第二條ノ三 恩給法臨時特例第七條ノ規定ニ依リ加給ヲ含ム增加恩給又ハ傷病年金ヲ請求セントスル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給請求書

ニ第二條第一項及第二項各號ニ掲グル書類ノ外其ノ加給ノ原因タルベキ者ノ戶籍謄本(公務員又ハ之ニ準ズベキ者ノ退職ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)及其ノ者ガ公務員又ハ之ニ準ズベキ者(以下公務員ト稱ス)ノ退職當時ヨリ引續キ之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノナルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書ヲ添附スベシ

前項ノ規定ニ依リ公務員ノ戶籍謄本ヲ添附スルコトトナル場合ニハ第二條第一項第二號ノ戶籍抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第二條ノ四 昭和二十一年勅令第六十八號第五條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ含ム增加恩給ヲ請求セントスル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給請求書ニ第二條第一項及第二項各號ニ掲グル書類ノ外其ノ加給ノ原因タルベキ者ノ戶籍謄本(增加恩給ヲ給スベキ事由發生ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)及左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 加給ノ原因タルベキ者ガ昭和二十一年勅令第六十八號第五條第三項第一號ニ該當スベキ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ガ增加恩給ヲ給スベキ事由發生當時增加恩給ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 二 加給ノ原因タルベキ者カ昭和二十一年勅令第六十八號第五條第三項第二號ニ該當スベキ者ナル場合ニ在リテハ不具發疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ證スル市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ノ證明書(增加恩給ヲ給スベキ事由發生ノ時以後ノ事情ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- 前項ノ規定ニ依リ增加恩給ヲ受ケントスル者ノ戶籍謄本ヲ添附スルコトトナル場合ニハ第二條第一項第二號ノ戶籍抄本ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ
- 第三條 恩給法第五十條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ再審査ヲ請求スル者ハ再審査請求書ニ第二條第二項第二號及第三號ニ掲クル書類ヲ添ヘ裁定應ニ之ヲ差出スヘシ
- 再審査ノ請求アリタル場合ニ於テ裁定應ハ必要ト認ムルトキハ其ノ指定スル醫師ノ現在症狀證明書ヲ提出ヲ請求者ニ命スルコトヲ得
- 第三條ノ二 恩給法臨時特例第二條第四項ノ規定ニ依リ同條第三項ノ期間ノ延長ヲ請求セントスル者ハ若年停止排除期間延長請求書ニ第二條第二項第二號及第三號ニ掲クル書類並恩給證書ヲ添附シ裁定應ニ之ヲ差出スヘシ
- 前條第二項ノ規定ハ前項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第三條ノ三 恩給法臨時特例第七條又ハ昭和二十一年勅令第六十八號第

- 五條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受ケル恩給權者ハ其ノ加給ノ原因タル者ノ員數減少シタル場合ニ於テハ公務傷病ニ因ル恩給改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定應ニ之ヲ差出スヘシ
- 一 恩給證書
- 二 加給ノ原因タル者ノ員數ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 第四條 一時恩給ヲ受ケムトスル者ハ一時恩給請求書ニ在職中ノ履歷書ヲ添附シ退職當時ノ本屬廳ヲ經テ裁定應ニ之ヲ差出スヘシ
- 第五條 削除
- 第六條 扶助料ヲ受ケムトスル者ハ扶助料請求書ヲ裁定應ニ差出スヘシ
- 但シ第七條、第八條第一項第二號又ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ扶助料請求書ニ公務員ノ在職中ノ履歷書ヲ添附スベキ場合ニ於テハ公務員ノ本屬廳ヲ經テ之ヲ差出スヘシ
- 第七條 恩給法第七十三條第一項第一號ノ規定ニ依リ第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ
- 一 公務員ノ在職中ノ履歷書
- 二 請求者ノ戶籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- 三 請求者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依リ總代者ナルトキハ前項各號ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任屆書
- 二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戶籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- (前項第三號ノ戶籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

- 一 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戶籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- (前項第二號ノ戶籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)
- 三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第三號ノ申立書)(前項第三號ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)
- 前二項ノ場合ニ於テ公務員前ニ恩給證書ヲ受ケタルコトアルトキハ前項各號ニ掲グル書類ノ外其ノ恩給證書ヲ添附スベシ
- 第八條 恩給法第七十三條第一項第二號ノ規定ニ依リ第一次ニ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 公務員ガ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其ノ恩給證書並ニ請求者ノ戶籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)及請求者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 二 公務員ガ未ダ普通恩給ノ裁定ヲ經ザルトキハ前條第一項各號ニ掲グル書類
- 前條第二項ノ規定ハ前項第一號ノ場合ニ、前條第二項及第三項ノ規定ハ前項第二號ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第九條 前二條ノ場合ニ於テ公務員ノ死亡カ公務員ニ因ル傷疾疾病ニ起因スルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 第二條第二項第一號及第二號ニ掲クル書類
- 二 死亡者ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書
- 三 恩給法臨時特例第十一條ニ掲グル遺族補償又ハ之ニ相當スル給付ノ金額及之ヲ受ケル事由ヲ生ジタル年月日ヲ記載シタル本屬廳ノ證明書
- 前項第二號ノ死亡診斷書又ハ屍體檢案書ヲ添附スルコトヲ得サル場合ニ於テハ死亡ノ事實ヲ證スル公ノ證明書ヲ添附スヘシ
- 第十條 恩給法第七十三條第一項各號ノ規定ニ依リ第二次以下ニ於テ扶助料ヲ請求スルコトヲ得ル者ガ扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ
- 一 前扶助料權者カ扶助料ヲ受ケルノ權利ヲ失ヒタルコトヲ證スル書類
- 二 前扶助料權者ノ扶助料證書
- 三 請求者ノ戶籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- 四 請求者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書
- 前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依リ總代者ナルトキハ前項各號ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任屆書
- 二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戶籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)
- (前項第三號ノ戶籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第四號ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)

前二項ノ場合ニ於テ前扶助料權者カ未タ扶助料ノ裁定ヲ經サルトキハ第一項第一號ニ掲クル書類及前扶助料權者カ扶助料ヲ請求スル場合ニ添附スルコトヲ要スル書類ヲ添附スヘシ

第十條ノ二 扶助料ヲ受クル者二人以上アル場合ニ於テ其ノ中ノ一部ノ者ガ失權シタルトキハ扶助料證書換請求書ニ扶助料證書及其ノ者ガ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルコトヲ證スル書類ヲ添附シ裁定應ニ之ヲ差出スベシ

前項ノ場合ニ於テ恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル總代者タル扶助料權者ガ失權シ仍扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ルノ外扶助料證書換請求書ニ此等扶助料ヲ受クル者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添附スベシ

第十條ノ三 恩給法第七十五條第二項又ハ恩給法臨時特別第八條第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ含ム扶助料ヲ請求セントスル場合ニ於テハ前五條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ加給ノ原因タルベキ遺族ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前五條ノ規定ニ依リ添附スベキ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

二 加給ノ原因タルベキ遺族ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコト及扶助料ヲ受ケントスル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第十一條 恩給法第七十四條ニ規定スル扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ第七條乃至前條ノ規定ニ依ルノ外扶助料請求書ニ不具發疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ證スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書ヲ添附スヘシ

第十一條ノ二 恩給法第七十五條第二項又ハ恩給法臨時特別第八條第二項ノ規定ニ依ル加給ヲ受クル扶助料權者ハ其ノ加給ノ原因タル遺族ノ員數ノ増減アリタル場合ニ於テハ扶助料改定請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定應ニ之ヲ差出スベシ

一 加給ノ原因タルベキ遺族ノ員數増加シタル場合ニ在リテハ扶助料證書及戸籍謄本(加給ノ原因タル遺族ノ員數ノ増加ヲ明瞭ニシ得ルモノ)並加給ノ原因タルベキ遺族ガ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルニ至リタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 加給ノ原因タル遺族ノ員數減少シタル場合ニ在リテハ扶助料證書及加給ノ原因タル遺族ノ員數ノ減少シタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

第十二條 恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停止ヲ申請スル者カ次順位者タル場合ニ於テハ當該次順位者ハ扶助料停止申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定應ニ之ヲ差出スヘシ

一 扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ證スル公ノ證明書

二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

三 請求者カ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ

共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第七十九條ノ二ノ規定ニ依ル總代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任届書

二 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前項第二號ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第三號ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)

第十二條ノ二 恩給法第七十八條ノ規定ニ依リ扶助料ノ停止ヲ申請スル者ガ同順位者タル場合ニ於テハ當該同順位者ハ扶助料停止申請書ニ扶助料權者ノ所在不明ナルコトヲ證スル公ノ證明書ヲ添附シ、裁定應ニ之ヲ差出スベシ

恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル總代者タル扶助料權者カ所在不明トナリタル場合ニ於テ他ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依ル外扶助料停止申請書ニ此等扶助料ヲ受クル者全員連署ノ總代者選任届書ヲ添附スベシ

第十二條ノ三 前二條ノ場合ニ於テハ同時ニ恩給法第七十九條ノ規定ニ依ル扶助料轉給ノ請求ヲ爲スベシ

第十三條 恩給法第七十九條ノ規定ニ依リ扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ガ次順位者タル場合ニ於テハ當該次順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助

料轉給請求書ニ左ノ書類ヲ添附シ裁定應ニ之ヲ差出スベシ

一 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

二 請求者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本(公務員死亡ノ時以後ノ扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前項第一號ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第二號ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)

前二項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ハ第十二條ノ規定ニ依リ之ヲ添附シタル場合ハ其ノ添附ヲ要セズ

第十三條ノ二 恩給法第七十九條ノ規定ニ依ル扶助料ノ轉給ヲ請求スル者ガ同順位者タル場合ニ於テハ當該同順位者ハ其ノ事由ヲ記載シタル扶助料轉給請求書ヲ裁定應ニ差出スベシ

恩給法第七十三條ノ二ノ規定ニ依ル總代者ニ付扶助料停止ノ事由生ジタル場合ニ於テ他ニ扶助料ヲ受クル者二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ依リ差出スベキ請求書ニ扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者

選任届書ヲ添附スベシ、但シ第十二條ノ二ノ規定ニ依リ之ヲ添附シタルトキハ其ノ添附ヲ要セズ

第十四條 恩給法第八十一條又ハ第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ受ケムトスル者ハ一時扶助料請求書ヲ裁定應ニ差出スベシ但シ第十五條第二號又ハ第十六條ノ規定ニ依リ一時扶助料請求書ニ公務員ノ在職中ノ履歷書ヲ添附スベキ場合ニ於テハ公務員ノ本屬應ヲ經テ之ヲ差出スベシ

第十五條 恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ不具發疾ヲ證スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ證スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 公務員カ既ニ普通恩給ノ裁定ヲ經タルトキハ其ノ恩給證書並ニ請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)及請求者ガ公務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

二 公務員カ未タ普通恩給ノ裁定ヲ經サルトキハ公務員ノ在職中ノ履歷書並請求者ハ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)及請求者ガ公務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第八十一條第三項ノ規定ニ依ル總代者ナルトキハ前項ノ規定ニ依リ添附スベキ書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 一時扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任届書

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前項第二號ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項各號ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)

第十六條 恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ請求スル場合ニ於テハ一時扶助料請求書ニ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 公務員ノ在職中ノ履歷書

二 請求者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)

三 請求者ガ公務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項ノ場合ニ於テ請求者ガ恩給法第八十二條第三項ノ規定ニ依ル總代者ナルトキハ前項各號ニ掲グル書類ノ外左ノ書類ヲ添附スベシ

一 一時扶助料ヲ受ケントスル者全員連署ノ總代者選任届書

二 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ戸籍謄本(公務員死亡當時ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前項第二號ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ公務員死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書(前項第三號ノ申立書ニ連記シ之ニ代フルコトヲ妨グズ)

第十七條

恩給法第十條ノ二第一項ノ規定ニ依リ恩給ノ請求スル者ハ恩給ノ請求書ヲ裁定應ニ差出スヘシ但シ死亡シタル恩給權者カ恩給ヲ請求ストセハ其ノ本屬應ヲ經由スヘキ場合ニ於テハ其ノ本屬應ヲ經テ之ヲ差出スヘシ

第十八條

前條ノ請求書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 死亡シタル恩給權者カ恩給ヲ請求ストセハ添附スルコトヲ要スヘキ書類

二 請求者ノ戸籍謄本(死亡シタル恩給權者ノ死亡當時ノ請求者ノ身分關係ヲ明瞭ニシ得ルモノ)(前條ノ規定ニ依リ添附シタル戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

第十九條

第十七條ノ請求者ガ恩給法第十條ノ三ノ規定ニ依ル總代者ナルトキハ前二條ノ規定ニ依ルノ外恩給ノ請求書ニ左ノ書類ヲ添附スベシ

明瞭ニシ得ルモノ)(前條第二號ノ戸籍謄本ト重複スル場合ヲ除ク)

三 請求者以外ノ恩給ノ支給ヲ受ケントスル者ニ関スル前條第二項ニ掲グル申立書又ハ第三項ニ掲グル證明書(請求者ト連記又ハ連記證明スルヲ妨グズ)

第二十條 恩給ノ請求ニ付恩給證書ヲ添附スヘキ場合ニ於テ死亡失其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ添附スルコトヲ得サルトキハ證據書類ヲ添ヘ其ノ事由ヲ届出ツヘシ

第二十一條 本屬應カ廢止セラレタル場合ニ於テハ書類ハ其ノ應ノ事務ヲ引繼キタル應ヲ經由スヘシ

第二章 恩給ノ裁定

第二十二條 本屬應ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ調査シ不備ノ點ナキコトヲ認メタルトキハ恩給金額計算書ヲ作り履歷書證明書其ノ他ノ添附書類ニ付其ノ應ニ於テ證明シ得ヘキモノハ證明シ速ニ裁定應ニ之ヲ送付スヘシ

本屬應ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得

請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ本屬應恩給請求理由ナシト認メタルトキハ本屬應ハ恩給金額計算書ノ作成ヲ省略シ意見ヲ具シ恩給請求書類ヲ裁定應ニ送付スヘシ

第二十三條 裁定應ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ之ヲ審査シ恩給請求書類ニ不備ノ點ナク且恩給ヲ受クルノ權利アリト認メタルトキハ年金タル恩給ニ付テハ恩給證書ヲ、一時金タル恩給ニ付テハ裁定通知書ヲ請求者ニ交付スヘシ但シ第十七條ノ規定スル恩給ノ請求ニ對

シテハ裁定通知書ヲ交付ス
裁定應ニ於テ恩給請求書類ニ不備ノ點アルコトヲ認メタルトキハ相當ノ期間ヲ定メ其ノ不備ヲ追完セシムルコトヲ得
請求者前項ノ期間内ニ不備ノ追完ヲ爲ササルトキ又ハ裁定應恩給ヲ受クルノ權利ナシト認メタルトキハ裁定應ハ理由ヲ附シテ其ノ請求ヲ却下スヘシ

第一項ノ恩給証書若ハ裁定通知書又ハ前項ノ却下ノ通知書ニハ行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ恩給法第十三條第一項ノ規定ニ依リ其ノ処分後一年内ニ文書又ハ口頭ヲ以テ總理應恩給局長ニ具申シ其ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ル旨ヲ附記スベシ

第二十三條ノ二 裁定應ハ恩給請求書類ニ依リ證明セントスル事實ノ一部ニ付十分ナル心證ヲ得サル場合ニ於テ争ナキ部分ノ事實ノミヲ以テスルモ尙恩給ヲ給與シ得ルコトヲ認メタルトキハ之ヲ他ノ部分ト切離シ先ツ其ノ事實ノミニ基キ恩給ノ裁定ヲ爲スコトヲ得但シ之ニ因リテ別種ノ恩給ヲ給與スルニ至ルヘキトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ場合ニ於テ争アル事實ニ付立證ヲ得タルトキハ前裁定ヲ訂正スヘシ

第二十四條 權利者又ハ關係應ニ於テ恩給証書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ證據書類ヲ添附シ其ノ旨ヲ裁定應ニ通知スヘシ

第二十五條 裁定應ニ於テ恩給証書又ハ裁定通知書ニ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ訂正ノ爲必要ナル手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ關係應ヲ經テ權利者ニ通知スヘシ

(恩給法第九條第二項ニ規定スル犯罪以外ノ犯罪ニ付刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキヲ除ク)又ハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サレタルトキハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定應ニ通知スヘシ

第三十二條 年金タル恩給ヲ受クル者國籍ヲ失ヒ、死亡シ又ハ恩給法第八十條ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ受クルノ權利ヲ失フ場合ニ於テハ本人、遺族又ハ縁故者ヨリ速ニ其ノ旨ヲ裁定應ニ通知スヘシ

第三十三條 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ本籍又ハ現住所ヲ變更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定應ニ届出ツヘシ

第三十四條 第三十條乃至前條ノ場合ニ於テ裁定應ト支給應トカ異ルトキハ裁定應ニ對スル通知又ハ届出ハ支給應ヲ經由スヘシ

第三十四條ノ二 恩給法第九條ノ二ノ規定ニ依リ恩給受給權存否ノ調査ハ受給者ノ身分關係ノ變動ノ有無ニ付之ヲ行フ
遺族タル夫又ハ成年ノ子カ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ條件トシテ扶助料ヲ給セラルトキハ其ノ者ニ付テハ前項ニ規定スル事項ノ外ニ右ノ事情ノ継続ノ有無ヲ調査ス

恩給法第七十五條第二項、恩給法臨時特例第七條第一項若ハ第八條第二項又ハ昭和二十一年勅令第六十八號第五條第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ受クル受給者ニ付テハ第一項ニ規定スル事項ノ外加給ノ原因タル者ノ員數ヲ調査ス

第三十四條ノ三 受給者ハ左ノ區別ニ從ヒ調査上必要ナル書類ヲ裁定應ニ差出スベシ
一 前條第一項ノ事實ヲ証スル爲ニハ公務員ニ在リテハ戶籍抄本、扶

第二十六條 裁定應ハ審査上必要アリト認ムルトキハ請求者又ハ申請者ニ出頭ヲ命シ又ハ必要ナル書類ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第三章 恩給ノ支給
第二十七條 恩給ノ支給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ恩給証書又ハ裁定通知書ヲ支給應ニ呈示スヘシ

第二十八條 年金タル恩給ハ毎年一月、四月、七月、十月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スヘカリシ恩給ハ支給期月ニ非サル時期ニ於テモ之ヲ支給ス
年金タル恩給ヲ受クルノ權利消滅シタル場合ニ於テノ其ノ期ノ恩給ノ支給時期ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九條 支給應ハ年金タル恩給ヲ受クルノ權利ヲ消滅シ又ハ停止セラルヘキ原因タル事實アルコトヲ知リタルトキハ其ノ支給ヲ止メ速ニ其ノ旨ヲ裁定應ニ通知スヘシ
第四章 異動通知及支給權存否ノ調査

第二十九條ノ二 裁定應恩給ノ改定ヲ爲シタル場合ニ於テ當該裁定應カ改定前ノ恩給ノ裁定應ニ非サルトキハ當該裁定應ハ改定前ノ恩給ノ裁定應ニ對シ改定ヲ爲シタル旨並公務員ノ再就職後ノ退職當時ニ於ケル官職名、再就職後ノ退職ノ年月日、改定前及改定後ノ恩給証書ノ記號番號ヲ通知スヘシ

第三十條 普通恩給ヲ受クル者官職ニ就キ恩給法第五十八條第一項第一號ノ規定ニ依リ其ノ恩給ヲ停止セラルヘキ場合ニ於テハ其ノ就職當時ノ本屬應ハ速ニ其ノ旨ヲ裁定應ニ通知スヘシ

第三十一條 年金タル恩給ヲ受クル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

助料權者ニ在リテハ戶籍謄本

二 前條第二項ノ事實ヲ証スル爲ニ不具癡疾ヲ証スル診斷書及生活資料ヲ得ルノ途ナキコトヲ証スル市町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ證明書

三 前條第三項ノ事實ヲ証スル爲ニハ第一號ニ掲ケル書類ノ外加給ノ原因タル者ノ戶籍謄本及其ノ者カ受給者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルコトヲ明瞭ニシ得ル申立書

前項第三號ノ規定ニ依リ恩給ヲ受クル者ノ戶籍謄本ヲ添付スルコトトナル場合ニ於テハ同項第一號ニ掲ケル戶籍謄本又ハ戶籍抄本ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

第一項ノ書類ハ事實カ裁定應ニ顯著ナル場合又ハ公ノ證明アル場合ニ於テ裁定應カ明カニ之ヲ承認シタルトキハ其ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三十四條ノ四ニ規定スル書類ヲ差出スヘキ月ガ恩給ノ裁定ヲ受ケタル月(證書ノ日附ニ在ル月)ノ翌月ヨリ十二月内ニ在ルトキハ其ノ書類ヲ差出スコトヲ要セズ

第三十四條ノ四 各受給者ハ前條第一項ノ書類ヲ左ノ區別ニ從ヒ隔年差出スヘシ

一 公務員トシテ恩給ヲ受タル者ハ昭和ノ奇數年ニ於ケル十月
二 遺族トシテ恩給ヲ受クル者ハ昭和ノ偶數年ニ於ケル四月

第三十四條ノ五 裁定應ハ第三十四條ノ三第一項ニ規定スル書類ヲ差出ササル場合ニ於テ受給權ノ存否ニ付疑アルトキ之ヲ差出スヘキ月ノ次ノ支給期以後ノ恩給ニ付テハ當該書類ヲ差出シタル後ニ於テ支給ヲ爲

ス如ク措置スヘシ

第三十四條ノ六 第三十四條ノ三第一項ノ規定ニ依リ差出ス書類ハ之ヲ差出スヘキ月又ハ其ノ前月現在ニ於ケル事項ヲ明瞭ニシ得ルモノタルコトヲ要ス

第五章 恩給證書ノ返還及再交付

第三十五條 年金タル恩給ヲ受クル者死亡シ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ恩給ヲ受ケルキ順位者ナキトキハ恩給證書ヲ占有スル者ハ速ニ裁定廳ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テ亡失其ノ他ノ事由ニ因リ恩給證書ヲ返還シ得サルトキハ速ニ其ノ旨ヲ裁定廳ニ届出ツヘシ

第三十六條 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ證據書類ヲ添へ裁定廳ニ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得恩給ヲ受クル者カ恩給證書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル狀況ニ在ル場合ニ於テハ裁定廳ハ本人ノ申請ニ依リ之ニ其ノ證書ノ再交付ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタルトキハ從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ハ其ノ効力ヲ失フ

亡失ヲ理由トシテ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付アリタル後從前ノ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發見シタルトキハ速ニ裁定廳ニ之ヲ返還スヘシ

前項ノ規定ハ前條第二項ノ規定ニ依リ恩給證書ノ再交付アリタル場合ニ付之ヲ準用ス

第三十八條 年金タル恩給ヲ受クル者其ノ氏名ヲ變更シタルトキハ恩給

證書及戸籍抄本ヲ添へ其ノ旨ヲ裁定廳ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テ裁定廳ハ恩給證書ニ改氏名ノ事實ヲ記載シタル上之ヲ權利者ニ返付スヘシ此ノ場合ニ於テ裁定廳ト支給廳トカ異ルトキハ支給廳ヲ經由スヘシ

第六章 具申及裁定

第三十九條 恩給法第十三條第一項ノ具申ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四十條 文書ヲ以テ具申ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シ記名捺印シタル具申書ニ證據書類其ノ他必要ト認ムル書類ヲ添附シ之ヲ總理廳恩給局長ニ差出スヘシ

- 一 具申者ノ氏名、年齢及住所
- 二 對手者タル行政廳
- 三 具申ノ趣旨及理由

第四十一條 前條ノ具申カ總理廳恩給局長以外ノ者カ爲シタル行政處分ニ對スルモノナルトキハ具申書ハ其ノ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ差出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ行政廳ハ具申書ヲ受取リタル日ヨリ十四日以内ニ辯明書及必要ナル書類ヲ添へ總理廳恩給局長ニ之ヲ送付スヘシ

第四十二條ノ二 口頭ヲ以テ具申ヲ爲サントスル者ハ第四十條各號ニ掲クル事項其ノ他必要ト認ムル事項ヲ陳述シ證據書類其ノ他必要ト認ムル書類ヲ差出スヘシ

前項ノ陳述カ總理廳恩給局長ノ爲シタル行政處分ニ對スル具申ナルトキハ總理廳恩給局長以外ノ者ノ爲シタル行政處分

3 恩給法臨時特例施行令(昭和二十一年勅令第五百二十四号)は廢止する。

●恩給給與細則

(大正十二年十月一日) 閣令第七號

改正 昭和八年第二號、一二年第一號、第四號、一三年第二號、一五年第一五號、一六年第四號、第一八號、一七年第七號、一八年第一〇號、二三年第七〇號、

國庫ノ支辨ニ屬スル恩給中内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ給與細則左ノ通り定ム

恩給給與細則

第一條 恩給請求書類ニシテ本屬廳ヲ經由テ差出スヘキコトヲ定メタルモノハ先ツ之ヲ公務員又ハ公務員ニ進スヘキ者ノ身分進退ヲ取扱フ廳ノ長ニ差出スヘシ

第二條 裁定廳ニ直接ニ差出スヘキコトヲ定メタル書類ハ之ヲ總理廳恩給局長ニ差出スヘシ

第三條 恩給請求書類ハ概ネ別紙様式(第一號乃至第十五號書式ノ九)ニ準シ作成スヘシ

第三條ノ二 請求者が恩給法第十條ノ三、第七十三條ノ二、第七十九條ノ二、第八十一條第三項又ハ第八十二條第四項ノ規定ニ依リ總代者ナル場合ニ於ケル恩給請求書ニハ請求者ノ氏名ノ上部ニ總代者ナル旨ヲ明記スヘシ

第四條 恩給給與規則第六條ノ規定ニ依リ扶助料請求書ヲ直接裁定廳ニ差出ス場合ニ於テ國外ニ居住スル者ハ所管領事官ノ現住證明ヲ受ケ書留郵便ヲ以テ之ヲ總理廳恩給局長ニ差出スヘシ

第五條 本屬廳ニ於テ恩給請求書類ヲ受付ケタルトキハ恩給金額計算書(第十六號乃至第二十號書式)ヲ作り證據書類ヲ添附シ總理廳恩給局長ニ

ニ對スルモノナルトキハ其ノ處分ヲ爲シタル行政廳ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第四十一條ノ三 前條ノ陳述カ爲サレタルトキハ其ノ陳述ニ基キ總理廳恩給局長又ハ當該行政廳ニ於テ具申聽取書ヲ作成シ年月日ヲ記載シ具申者ニ讀開カセタル上之ニ記名捺印セシムヘシ

前項ノ具申聽取書ニハ其ノ末尾ニ其ノ聽取ヲ爲シタル者其ノ職氏名ヲ自署シ捺印スヘシ

具申聽取書ヲ總理廳恩給局長以外ノ行政廳ニ於テ作成シタル場合ニ於テハ當該行政廳ハ其ノ作成ノ日ヨリ十四日以内ニ辯明書及必要ナル書類ヲ添へ總理廳恩給局長ニ具申聽取書ヲ送付スヘシ

第四十二條 總理廳恩給局長ハ必要アリト認ムルトキハ期限ヲ定メ辯明書ニ對スル辯駁書再度辯明書其ノ他必要ナル書類ヲ差出サシメ又ハ具申者若ハ對手者タル行政廳ノ主任者ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第四十三條 裁決ハ理由ヲ附シタル裁決書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁決書ハ具申者及對手者タル行政廳ニ之ヲ送付スヘシ

第一項ノ裁決書ニハ其ノ裁決ニ不服アル者ハ恩給審査會ノ答申ニ基クテ裁決ヲ求ムル爲恩給法第十三條第二項ノ規定ニ依リ第一項ノ裁決後六月内ニ文書ヲ以テ内閣總理大臣ニ訴願スルコトヲ得ル旨ヲ附記スヘシ

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和十七年勅令第四百七十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二十二年政令第三百五十九号)

1. この政令は、公布の日から施行する。但しこの政令附則第三項の規定は、昭和二十三年七月一日から適用する。
2. 恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)は廢止する。

- 送付スベシ
- 第六條 總理廳恩給局ニ於テ給與ノ裁定ヲ爲シタルトキハ東京貯金支局ニ其ノ旨通知ヲ爲スト共ニ恩給證書又ハ裁定通知書ヲ作り請求者ニ之ヲ交付スヘシ
- 第七條 恩給ノ請求ヲ却下シタル場合ニ於テハ總理廳恩給局長ハ請求者ニ對シ直接其ノ旨ヲ通知スルト共ニ其ノ要旨ヲ關係廳ニ通知スヘシ
- 第八條 總理廳恩給局ニ於テ恩給給與規則第二十五條ノ規定ニ依リ誤謬ヲ訂正シ又ハ裁定ノ改訂ヲ爲シタル場合ニ於テハ東京貯金支局ヲ經テ權利者ニ通知シ又ハ新證書ヲ交付スヘシ
- 第九條 恩給給與規則第三十一條ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ宣告又ハ取消ヲ爲シタル裁判所ハ別紙様式(第二十一號又ハ第二十二號ノ書式)ニ準シ東京貯金支局ヲ經テ總理廳恩給局ニ通知スヘシ
- 第十條 恩給給與規則第三十六條第一項ノ規定ニ依リ恩給證書又ハ裁定通知書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概ネ別紙様式(第二十三號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ總理廳恩給局ニ差出スヘシ
- 一 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ亡失シタルモノナルトキハ亡失ノ顛末及亡失後ニ於テ執リタル措置ヲ記載シタル書類並其ノ事實ヲ證スルニ足ルヘキ警察官署ノ公ノ證明書但シ裁定通知書ヲ亡失シタル場合ニ於テハ警察官署等ノ公ノ證明ヲ要セス
- 二 恩給證書又ハ裁定通知書ヲ毀損シタルモノトナルトキハ其ノ顛末書及毀損シタル恩給證書又ハ裁定通知書
- 第十條ノ二 恩給給與規則第三十六條第二項ノ規定ニ依リ恩給證書ノ再交付ヲ申請セムトスル者ハ概ネ別紙様式(第二十四號書式)ニ準シ再交付申請書ヲ作り左ノ書類ヲ添附シ之ヲ總理廳恩給局ニ差出スヘシ
- 一 申請者本人ノ最近ノ寫眞

- 二 恩給證書ヲ呈示ノ用ニ供スルコト困難ナル事由ヲ詳記シタル顛末書前項ノ申請書ニハ現住所ノ警察官署、領事官其ノ他申請者カ本人タルコトヲ知レル官公署ヨリ本人タルコトノ奥書證明ヲ受クヘシ
- 第一項第一號ノ寫眞ハ申請書ニ貼附シ前項ノ奥書證明ヲ爲ス官公署ノ割印ヲ受クヘシ
- 第十一條 恩給給與規則ニ依リ支給應ヲ經テ總理廳恩給局ニ差出スヘキ書類ハ支給郵便局ニ差出スヘシ
- 第十二條 恩給給與規則第三十四條ノ三ニ規定スル恩給受給權調査票ハ別紙様式(第二十五號書式)ニ準シ作成スヘシ
- 第十二條ノ二 恩給法第三十八條ノ四ノ規定ニ依ル加算ヲ爲スヘキ勤務ニ服シタルトキハ其ノ所屬廳ノ長ハ勤務日誌ヲ作り恩給請求ニ際シ其ノ寫ヲ差出スヘシ
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 左ノ閣令ハ之ヲ廢止ス
- 官吏恩給法施行規則
- 官吏遺族扶助法施行規則
- 軍人恩給法施行規則
- 明治二十四年閣令第二號
- 明治二十四年法律第四號施行規則
- 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則施行規則
- 明治三十四年閣令第一號
- 明治三十五年法律第四十五號施行手續
- 明治三十九年法律第二十號施行手續
- 明治四十三年閣令第九號

明治四十四年法律第五十九號施行手續
公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則
明治二十九年法律第十三號施行規則
在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料等支給規則
大正十一年閣令第五號

別紙
第一號書式

普通恩給請求書

公務傷病ニ因ル恩給請求書

普通恩給請求書

相成度證據書類相添へ請求候也

年月日 (官職) ヲ退職致候ニ付普通恩給ヲ給與

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給給與細則

第二號書式

公務傷病ニ因ル恩給請求書

恩給ヲ給與相成度證據書類相添へ請求候也

年月日 (官職) ヲ退職致候ニ付公務傷病ニ因ル

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給給與細則

第三號書式

公務傷病ニ因ル恩給請求書

年 月 日 (官職) ヲ退職致候處在職中ノ傷病(疾病) 爾後重症ニ赴キ候ニ付公務傷病ニ因ル恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第三號書式ノ二

公務傷病ニ因ル恩給改定請求書

一、恩給証書記号番号

一、証書ノ日附

一、恩給年額

前記恩給受給中ノ処加給ノ原因タル者ノ員数減少致候ニ付年額ヲ改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

年 月 日

本籍地

現住所

請求者氏名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第四號書式

扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者 氏 名

右者 年 月 日死亡候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給給與細則

第五號書式

扶助料請求書

前扶助料權者 氏 名

右者 年 月 日失權候ニ付扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第五號書式ノ二

扶助料改定請求書

一、扶助料證書記號番號

一、證書ノ日附

一、扶助料年額

前記扶助料受給中ノ處加給ノ原因タル遺族ノ員數增加減少致候ニ付年額ヲ改定相成度證據書類相添ヘ請求候也

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第五號書式ノ三

扶助料證書換請求書

扶助料權者 氏 名

右者 年 月 日失權候ニ付扶助料証書ヲ書換相成度証書類相添ヘ請求候也

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第六號書式

一時恩給請求書

年 月 日(官職)ヲ退職致候ニ付一時恩給ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第七號書式

一時扶助料請求書

公務員又ハ普通恩給權者ノ退職當時ノ官職名 氏 名

右者 年 月 日 死亡候ニ付恩給法第八十一條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員又ハ普通恩給權者トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給給與細則

第八號書式

一時扶助料請求書

公務員ノ官職名 氏 名

右者 年 月 日 在職中死亡候ニ付恩給法第八十二條ノ規定ニ依リ一時扶助料ヲ給與相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第九號書式

扶助料轉給請求書

扶助料權者 氏 名

右者犯 罪ニ因ル扶助料停止期間中扶助料ヲ轉給相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十號書式

扶助料停止請求書

扶助料權者 氏 名

右者 年 月 日 以來所在不明ニ付扶助料ヲ停止相成度證據書類相添ヘ請求候也

公務員トノ身分關係

年 月 日

申請者 氏 名印

總理廳恩給局長殿

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給給與細則

第十一號書式

再審査請求書

再審査請求者 氏 名

年 月 日 退職ニ因リ普通恩給及增加恩給ヲ給セラレ候處未タ傷痍(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

恩給給與細則

第十二號書式

再審査請求書

年 月 日 退職ニ因リ傷病年金ヲ給セラレ候處未タ傷痍(疾病)回復セサルヲ以テ再審査相成度證據書類相添ヘ請求候也

退職當時ノ官職名

本籍地

現住所

年 月 日

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十二號書式ノ二

若年停止排除期間延長請求書

年 月 日以降 公務ニ起因セザル傷痍ハ(疾病)ノ爲若年停止ヲ排除セラレ候處未タ傷痍(疾病)回復セサルヲ以テ若年停止排除期間ヲ延長相成度證據書類相添ヘ請求候也

年 月 日

本籍地

現住所

氏 名印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

備考 請求者ノ氏名ニハ振假名ヲ附スヘシ

第十三號書式

履 歴 書

退職當時ノ官職名

氏 名印

年月日生

年月日	記 事	官 公 署 名

右相違ナキコトヲ證明ス

年 月 日

(退職當時ノ所屬廳ノ長)

官 職印

備考

一 學歷、位記、勳記、賞與等ノ記載要セス

恩給給與細則

第十四號書式

現認證明書

公務員ノ官職名

氏 名

住所又ハ官職名

現認者 氏 名印

年 月 日

右者 年 月 日午前(後)時地ニ於テ(何)ニ從事中(何)ニ因リ(何)ノ事情ノ下ニ負傷(罹病)シタルコトヲ現認候也

備考

本證明書ニハ傷病當時ノ狀況ヲ成ルヘク詳細ニ記載シ現認者多數アルトキハ二名以上連名スヘシ

第十五號書式

事實證明書

公務員ノ官職名
氏名

右者 年 月 日ヨリ(何)ニ從事中 年 月 日(何)ノ狀況ニ於テ(何)ニ從事シ 月 日頃ヨリ(何)ノ症狀アルヲ訴ヘ(爾後(何)ノ處置ヲ施シタリ

右證明ス

所屬長 氏

名印

年 月 日

備考 本證明書ニハ公務傷病ノ原因タル事實ヲ詳細ニ記載スヘシ

第十五號書式ノ二

業務災害補償ニ関スル証明書

補償ヲ受クル者 氏名

一、補償ノ種類
一、障害補償ノ障害ノ程度
一、補償ノ金額
一、補償ヲ受クル事由發生年月日

右相違ナキコトヲ証明ス

年 月 日

官

職

第十五號書式ノ三

(イ)

恩給法臨時特例第七條ノ規定ニ依ル加給ノ原因タルベキ者ノ生計關係申立書

加給ノ原因タルベキ者ノ氏名	増加恩給又ハ傷病年金請求者トノ続柄	生計關係

右相違ナキコトヲ及申立候也

年 月 日

増加恩給又ハ傷病年金請求者 氏名

備考 生計關係欄ニハ増加恩給又ハ傷病年金請求者ト同居スル者ニ付テハ其ノ同居關係ヲ明記シ之ト同居セザル者ニ付テハ之トノ生活上ノ相互依存關係ヲ詳記スベシ

(ロ)

昭和二十一年勅令第六十八號第五條第三項ノ規定ニ依ル加給ノ原因タルベキ者ノ生計關係申立書

加給ノ原因タルベキ者ノ氏名	増加恩給請求者トノ続柄	生計關係

右相違ナキコトヲ及申立候也

年 月 日

増加恩給請求者 氏名

備考 生計關係欄ニハ増加恩給請求者ヘノ生活上ノ依存關係ヲ詳記スベシ

恩給給與細則

第十五号書式ノ四

(イ)

恩給法臨時特例第七條ノ規定ニ依ル加給ノ原因タル者ノ員數減少申立書

增加恩給又ハ受給者トノ続柄 氏 名

傷病年 金

右ノ者 年 月 日死亡(若ハ成年到達又ハ受給者ト生計ヲ異ニシタルコト)ニ因リ加給ノ原因タル者ノ員數減少シタルコト及申立候也

年 月 日

增加恩給又ハ受給者 氏 名

傷病年 金

(ロ)

昭和二十一年勅令第六十八號第五條第三項ノ規定ニ依ル加給ノ原因タル者ノ員數減少申立書

增加恩給受給者トノ続柄 氏 名

右ノ者 年 月 日死亡(若ハ十六歳ニ達シタルコト又ハ不具癡疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ事情止ミタルコト)ニ因リ加給ノ原因タル者ノ員數減少シタルコトヲ及申立候也

年 月 日

增加恩給受給者 氏 名

第十五号書式ノ六

扶助料ノ加給原因タルベキ遺族ノ生計關係申立書

加給ノ原因タルベキ遺族ノ氏名	公務員トノ続柄	生計關係	扶助料請求當時

右相違ナキコトヲ及申立候也

年 月 日

扶助料請求者 氏 名

備考

一、生計關係欄公務員死亡當時ノ段ニハ公務員死亡當時之ト同居シ居リタル者ニ付テハ其ノ同居關係ヲ明記シ之ト同居シ居ラザリシ者ニ付テハ公務員死亡時迄ノ之ト生活上ノ相互依存關係ヲ詳記スベシ

一、生活關係欄扶助料請求當時ノ段ニハ扶助料ヲ受ケントスル者ト同居スル者ニ付テハ其ノ同居關係ヲ明記シ扶助料ヲ受ケントスル者ト同居セザル者ニ付テハ之ト生活上ノ相互依存關係ヲ詳記スベシ

恩給給與細則

第十五号書式ノ五

扶助料ヲ受ケントスル者ノ生計關係申立書

扶助料ヲ受ケントスル者ノ氏名	公務員トノ続柄	生計關係

右相違ナキコトヲ及申立候也

年 月 日

扶助料請求者 氏 名

備考

生計關係欄ニハ公務員死亡當時之ト同居シ居リタル者ニ付テハ其ノ同居關係ヲ明記シ之ト同居シ居ラザリシ者ニ付テハ公務員死亡時迄ノ之ト生活上ノ相互依存關係ヲ詳記スベシ

第十五号書式ノ七

扶助料ノ加給ノ原因タル遺族ニ加ヘラルベキ者ノ生計關係申立書

加給ノ原因タル遺族ニ加ヘラルベキ者ノ氏名	公務員トノ続柄	生計關係	扶助料改定請求當時

右相違ナキコトヲ及申立候也

年 月 日

扶助料改定請求者 氏 名

備考

一、生計關係欄公務員死亡當時ノ段ニハ公務員死亡當時之ト同居シ居リタル者ニ付テハ其ノ同居關係ヲ明記シ之ト同居シ居ラザリシ者ニ付テハ公務員死亡時迄ノ之ト生活上ノ相互依存關係ヲ詳記スベシ

一、生活關係欄扶助料改定請求當時ノ段ニハ扶助料ヲ受ケタル者ト同居スル者ニ付テハ其ノ同居關係ヲ明記シ之ト同居セザル者ニ付テハ之ト生活上ノ相互依存關係ヲ詳記シタル上此等ノ關係ノ生ジタル年月日ヲ記入スベシ

恩給給與細則

總計	年	月	退職當時ノ俸給年額内譯
本俸年(月)額			加俸年(月)額
圓			圓
圓			圓
圓			圓
圓			圓
合計(年額)			合計(年額)
圓			圓
錢			錢
錢			錢
錢			錢
錢			錢
總計			圓
			錢

備考 一時扶助料ヲ受ケントスル者ガ二人以上アルトキハ總代者タルモノノ氏名ノ上部ニ其ノ旨ヲ明記スヘシ

第二十一號書式

年	月	日	裁判所
總理應恩給局宛 (東京貯金支局經由)			裁判所
氏名	住所	退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係	恩給證書ノ記號番號
			第 號

罪名	刑名	刑期	判決言渡年月日	判決確定年月日	刑期起算年月日	刑期滿了年月日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

第二十二號書式

年	月	日	裁判所
總理應恩給局宛 (東京貯金支局經由)			裁判所
氏名	住所	退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係	恩給證書ノ記號番號
			第 號
刑名	刑期	判決言渡年月日	判決確定年月日
		年 月 日	年 月 日
刑期起算年月日	刑期滿了年月日	執行猶豫期間	執行猶豫言渡取消年月日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

第二十三號書式

恩給證書(裁定通知書)再交付申請書

一 恩給證書ノ記號番號(裁定通知書ノ番號)

一 恩給證書ノ日附(裁定通知書ノ日附)

一 恩給金額

右恩給證書(裁定通知書)ヲ亡失(毀損)致候ニ付再交付相成度申請候

年 月 日

退職當時ノ官職名又ハ公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

氏名印

總理應恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

恩給給與細則

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第二十四號書式

恩給證書再交付申請書

- 一 恩給證書ノ記號番號
- 一 恩給證書ノ日附
- 一 恩給金額

右恩給證書別紙願末書ノ通呈示ノ用ニ供スルニト困難ニ付再交付相成度申請候

年 月 日

退職當時ノ官職名又ハ

公務員トノ身分關係

本籍地

現住所

氏 名 印

總理廳恩給局長殿

支給郵便局〇〇郵便局

第二十五號書式

恩給受給權調査票

- 一、恩給證書記號番號
- 一、受給者住所氏名
- 一、受給權調査期月 昭和 年 月

備考 用紙ハ成ル可ク半紙四ツ切大又ハ半折大トスルコト

●恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第一條 恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第九十号。以下特例といふ。）附則第十七條の規定により改定すべき恩給であつて總理廳恩給局長が裁定するもの改定及び請求手続については、第二條から第九條までの規定による。

第二條 特例附則第十七條の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、特例附則第二十一條但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずにこれを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別記第一号様式）をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

第三條 前條第二項の支給額票は、権利者の請求を待たずに總理廳恩給局において調製し、東京貯金支局を經由して権利者に交付する。

第四條 第二條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証書交付請求書（別記第二号様式）に支給額票をはりつけた従前の恩給証書を添附し、普通恩給受給者については、昭和二十四年四月渡の支給を受けた後、その他の恩給受給者については、昭和二十四年一月渡の支給を受けた後、これを、支給郵便局を經由して總理廳恩給局に差し出すことを要する。

第五條 特例附則第十七條の規定により改定すべき普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料であつて昭和二十三年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前の年額を表示した証書を発行する。

第六條 支給額票を亡失し、又はき損したときは、東京貯金支局を經由して總理廳恩給局長に対し、その再交付を請求することができる。

第七條 昭和二十三年九月三十日以前の日附のある証書及びこれにはりつけた支給額票は、昭和二十五年九月三十日限りその効力を失ふ。

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第八條 特例附則第二十一條但書の規定により特例第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給について改定請求しようとする者は、改定請求書（別記第三号様式）に加給の原因となる者の戸籍謄本及びその者が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書（別記第四号様式）並びに恩給の証書を添附して、これを總理廳恩給局長に差し出すことを要する。

第九條 前七條の場合において、これらの規定に別段の定めのない事項については、恩給給與規則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。

第十條 昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号。以下勅令といふ。）の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三百十九号。以下政令といふ。）附則第四項の規定により改定すべき増加恩給の改定及び請求手続については、第十一條から第十五條までの規定による。

第十一條 政令附則第四項の規定により改定すべき増加恩給であつて昭和二十三年八月三十一日以前の日附のある証書によつて支給するものについては、政令附則第五項但書に規定するものを除き、権利者の請求を待たずにこれを改定してその改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書を発行するまでは、改定年額を表示した支給額票（別記第五号様式）をはりつけた従前の恩給証書によつて改定年額を支給する。

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべ
き恩給の改定及び請求手續

第十二條 前條第一項の新証書の交付を受けようとする権利者は、新証
書交付請求書(別記第六号様式)に支給額票をはりつけた従前の恩給証
書を添附し、昭和二十四年一月渡の支給を受けた後、これを、支給郵
便局を經由して總理廳恩給局に差し出すことを要する。

第十三條 政令附則第四項の規定により改定すべき増加恩給であつて昭
和二十三年九月一日以後裁定するものについては、改定年額及び従前
の年額を表示した証書を發行する。

第十四條 政令附則第五項但書の規定により勅令第五條第三項の規定に
よる加給について改定請求をしようとする者は、改定請求書(別記第
七号様式)に増加恩給証書、加給の原因となる者の戸籍謄本並びにそ
の者が増加恩給を給する事由の発生当時これを受ける者により生計を
維持していたことを明瞭にできる申立書(別記第八号様式)又は加給の
原因となる者の不具は、疾を証する診断書及び生活資料を得る途のな
いことを証する市町村長又はこれに準ずる者の証明書を添附して、こ
れを總理廳恩給局長に差し出すことを要する。

第十五條 第三條、第六條、第七條及び第九條の規定は、政令附則第四
項の規定により改定すべき増加恩給の改定及び請求手續について準用
する。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

(別記)
第一号様式

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべ
き恩給の改定及び請求手續

昭和二十四年一月渡以降普通恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号	
改定証書記号番号	第	号	
改定年額	金		円
同上一期額	金	円	銭
昭和 年 月 から	支給年額金		円
昭和 年 月 から	支給年額金		円
昭和 年 月 から	支給年額金		円
氏 名			
生 年 月	年	月	生

注意 この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(總理廳恩給局)

(ロ)

昭和二十四年一月渡以降増加恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号	
改定証書記号番号	第	号	
改定年額	普通恩給年額金 増加恩給年額金 計		円 円 円
同上一期額	金	円	銭
氏 名			
生 年 月	年	月	生

注意 この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(總理廳恩給局)

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべ
き恩給の改定及び請求手續

(ハ)

昭和二十四年一月渡以降傷病年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号	
改定証書記号番号	第	号	
改定年額	金		円
同上一期額	金	円	銭
氏 名			
生 年 月	年	月	生

注意 この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(總理廳恩給局)

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

(二)

昭和二十四年一月渡以降扶助料年額改定支給額票

現証書記号番号	第	号
改定証書記号番号	第	号
改定年額	金	円
同上一期額	金	円
氏名		
生年月	年	月生

注意 この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

(総 理 廳 恩 給 局)

第二号様式

改定証書交付請求書

支給額票をはりつけた証書を送付するから、恩給法臨時特例附則第十七條の規定による改定証書を交付されたい。

年 月 日

現住所

権利者 氏

名

總理廳恩給局 御中

支給郵便局 ○○郵便局

第三号様式

(イ)

増加恩給 傷病年金 年額改定請求書

- 一、恩給証書記号番号
- 一、証書の日附
- 一、恩給年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地 現住所

請求者 氏

名

總理廳恩給局長殿

支給郵便局 ○○郵便局

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

(ロ)

扶助料年額改定請求書

- 一、扶助料証書記号番号
- 一、証書の日附
- 一、扶助料年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地 現住所

請求者 氏

名

總理廳恩給局長殿

支給郵便局 ○○郵便局

第四号様式

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

(イ)

増加恩給又は傷病年金の加給の原因となる者の生計関係申立書	
増加恩給又は傷病年金受給者との続柄	生計関係
加給の原因となる者の氏名	
右の通り申し立てる。	
年 月 日	
受給者氏名	

備考 生計関係欄には、増加恩給又は傷病年金受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、増加恩給又は傷病年金受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

(ロ)

扶助料の加給の原因となる者の生計関係申立書	
加給の原因となる遺族の氏名	公務員又は公務員に準ずる者との続柄
生計関係	
右の通り申し立てる。	
年 月 日	
受給者氏名	

備考 生計関係欄には、扶助料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、扶助料受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

第五号様式

昭和二十三年九月分以降増加恩給年額改定支給額票

現証書記号番号	第 号
改定証書記号番号	第 号
改定年額	金 円
同上一期額	金 円 銭
氏名	
生年 月	年 月 生

(総 理 廳 恩 給 局)

注意 この支給額票は、証書表面金額の上部にはりつけること。

第六号様式

恩給法臨時特例附則第十七條及び昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく恩給法の特例に関する件の一部を改正する政令附則第四項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続

第七号様式

改定証書交付請求書

支給額票をばりつけた証書を送付するから、昭和二十三年政令第三百十九号附則第四項の規定による改定証書を交付された。

年 月 日

現住所

権利者氏名

総理廳恩給局 御中

支給郵便局 ○○郵便局

増加恩給年額改定請求書

一、恩給証書記号番号

一、証書の日附

一、恩給年額

昭和二十三年政令第三百十九号附則第四項の規定によつて前記恩給年額を改定されたたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者氏名

総理廳恩給局長殿

支給郵便局 ○○郵便局

沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定及び改定請求手続

第八号様式

増加恩給の原因となる者の生計関係申立書		
増加恩給の原因となる者の氏名	増加恩給受給者との続柄	生計関係
右の通り申し立てる。		
年 月 日	受給者 氏 名	名 印

備考 生計関係欄には、増加恩給受給者への生活上の依存関係を詳記すること。

●沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定及び改定請求手続

昭和二十三年十二月一日
總理廳令第七二号

第一條 沖繩縣知事の発行した恩給証書により恩給を受ける者は、外務大臣を經由して、左の書類を總理廳恩給局長に差し出すことを要する。

- 一 恩給受給届(別記第一号様式)
 - 二 公務員又は公務員に準ずる者の在職中の履歴書
 - 三 恩給証書
 - 四 公務員又は公務員に準ずる者として恩給を受ける者は戸籍抄本(これに準ずるものを含む)、これらの者の遺族として恩給を受ける者は戸籍謄本
- 恩給証書を差し出すことの困難な事情にある者は、その事情を詳記した書類を差し出すことを要する。

第二條 總理廳恩給局長は、前條の書類について調査の上、恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第九十号)附則第十七條の規定を適用して計

(別記)

第一号様式

恩給受給届	受給者 氏 名 印
一、恩給証書記号番号	
一、恩給年額	
一、受給者肩書氏名	
一、今後支給を受けようとする郵便局	
右の通り届け出る。	
年 月 日	
本籍地	
現住所	
總理廳恩給局長殿	

備考 受給者肩書氏名欄には、退職当時の官職名(扶助料受給者は、官職名の外、公務員又は公務員に準ずる者との続柄)を記入すること。
受給者の氏名にはふりがなをつけること。

算した改定年額を表示した恩給証書を発行し、これを権利者に交付する。但し、昭和二十三年九月分までの恩給であつて支給を受けていないものがある場合には、その恩給証書に従前の恩給年額をも表示する。

第三條 總理廳恩給局長は、前條の規定により書き換えた恩給証書を交付する際、支給に關して必要な事項を東京貯金支局長に通知する。

第四條 第一條の規定の適用を受けるべき者であつて恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定により同法第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給について改定の請求をしようとする者は、第一條の規定によるの外、改定請求書(別記第二号様式又は第三号様式)に左の書類を添附して、これを總理廳恩給局長に差し出すことを要する。

- 一 加給の原因となる者の戸籍謄本
- 二 加給の原因となる者が恩給を受ける者により生計を維持し、又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書(別記第四号様式又は第五号様式)

第五條 この命令に別段の定のない事項については、恩給給與規則(大正十二年勅令第三百六十九号)を準用する。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定及び改定請求手続

沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定及び改定請求手続

第二号様式

増加恩給年額改定請求書
傷病年金

一、恩給証書記号番号
一、証書の日附
一、恩給年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地
現住所

請求者 氏 名

総理廳恩給局長殿
支給郵便局 ○○郵便局

第三号様式

扶助料年額改定請求書

一、扶助料証書記号番号
一、証書の日附
一、扶助料年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたく、証拠書類を添えて請求する。

年 月 日

本籍地
現住所

請求者 氏 名

総理廳恩給局長殿
支給郵便局 ○○郵便局

第四号様式

増加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書
傷病年金

増加恩給又は傷病年金受給者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年 月 日

受給者 氏 名

備考 生計関係欄には、増加恩給又は傷病年金受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、増加恩給又は傷病年金受給者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定及び改定請求手続

第五号様式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書

加給の原因となる遺族の氏名	公務員又は公務員に準ずる者との続柄	生計関係

右の通り申し立てる。

年 月 日

扶助料受給者 氏 名

備考 生計関係欄には、扶助料受給者と同居している者については、その同居関係を明記し、これと同居していない者については、扶助料を受ける者との生活上の相互依存関係を詳記すること。

●恩給審査會官制

大正十二年八月二十二日 勅令第三百六十八號

改正 昭和八年第二三八號、一六年第二七二號、二一年第一九五號

朕恩給審査會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理大 臣副署)

恩給審査會官制

- 第一條 恩給審査會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ恩給法第十五條、第四十六條、第四十六條ノ二及第四十八條ノ規定ニ依リ恩給ニ關スル事項ヲ審査ス
- 第二條 審査會ハ會長一人、委員十七人以內ヲ以テ之ヲ組織ス 特別ノ事項ヲ審査スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 會長ハ法制局長官ヲ以テ之ニ充ツ 委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ各應ノ一級又ハ二級ノ官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス
- 第四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル 會長事故アルトキハ内閣總理大臣ノ任命スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 審査會ノ會議ハ委員及臨時委員ノ三分ノ一以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第六條 審査會ノ議決ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半數ノ意見ニ依ル可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第七條 審査會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 審査會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

本令ハ大正十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

大正十二年十月九日 勅令第四百三十九號

改正 昭和二年第三五八號、七年第三七五號、九年第三三三號、一七年第四四九號、八年第三一二號

朕恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理、內務、大 藏大臣副署)

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

- 第一條 内閣恩給局長ハ國庫ヨリ府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ニ對シ請求スヘキ各經濟別恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ各經濟毎ニ仕譯書ニ對シ仕譯書一通ヲ添附シタル恩給金額分擔請求通知書ヲ發シ同時ニ仕譯書一通ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ
- 第二條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟前條ノ規定ニ依ル恩給金額分擔請求通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ
- 第三條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ハ國庫ニ對シ請求スヘキ恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ仕譯書ニ對シ仕譯書一通ヲ添附シタル恩給金額分擔請求通知書ヲ發シ同時ニ仕譯書一通ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

- 第四條 大藏大臣前條ノ恩給金額分擔請求書ノ送付ヲ受ケタルトキハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ當該經濟ニ交付スヘシ
- 第五條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ハ國庫以外ノ他ノ經濟ニ對シ請求スヘキ恩給金額分擔額ヲ前年四月一日ヨリ其ノ年三月三十一日迄ノ間ニ於ケル恩給支給義務額ニ依リ調査シ仕譯書ヲ作成シ之ヲ恩給金額分擔請求書ニ添附シ毎年七月三十一日迄ニ分擔金額ノ請求ヲ受クヘキ經濟ニ送付スヘシ
- 第六條 前條ノ恩給金額分擔請求書ノ送付ヲ受ケタル經濟ハ翌年三月三十一日迄ニ其ノ分擔額ヲ之カ請求ヲ爲シタル當該經濟ニ交付スヘシ
- 第七條 國庫ト府縣其ノ他國庫以外ノ經濟トノ間又ハ國庫以外ノ經濟相互間ニ於ケル分擔ノ請求ヲ爲ストキ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ爲シタル官廳ハ裁定後直ニ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ分擔請求ヲ受クヘキ經濟ニ當該公務員ノ履歷書ヲ添附シ其ノ裁定ノ要項ヲ通知スヘシ
- 第八條 内閣恩給局長以外ノ官廳カ國庫ヨリ支給スヘキ恩給ノ裁定ヲ爲シタル者ハ其ノ計算ヲ明ニシタル仕譯書ヲ作成シ每翌月五日迄ニ之ヲ歲入徵收官ニ報告スヘシ但シ歲入徵收官ノ指定シタル者ニ在リテハ前項ノ控除額ニ仕譯書ヲ添附シ每翌月

- シタルトキハ當該公務員ノ履歷書ヲ添附シ直ニ其ノ要項ヲ内閣恩給局長ニ通知スヘシ
- 内閣恩給局長カ國庫以外ノ經濟ヨリ支給スヘキ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ノ裁定ヲ爲シタルトキハ當該公務員ノ履歷書ヲ添附シ直ニ其ノ要項ヲ當該經濟ニ通知スヘシ
- 第九條 前二條ノ規定ニ依リ通知シタル裁定ノ要項ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ前二條ノ規定ニ準シ之ヲ通知スヘシ
- 第十條 文官、下士官以上ノ軍人、教育職員、警察監獄職員又ハ待遇職員ニシテ國庫ヨリ俸給(又ハ給料)ノ支給ヲ受ケタル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ俸給(又ハ給料)ノ支拂ヲ爲ス際ニ於テハ當該出納官吏之ヲ控除スヘシ
- 第十一條 文官又ハ教育職員ニシテ國庫ヨリ俸給(又ハ給料)ノ支給ヲ受ケタル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ俸給(又ハ給料)ノ支拂ヲ爲ス際ニ於テハ當該出納官吏又ハ吏員之ヲ控除スヘシ

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則

十日迄ニ之ヲ歳入徴収官ノ定ムル出納官吏ニ納付スヘシ

第十二條 文官、教育職員、警察監獄職員又ハ待遇職員ニシテ國庫ヨリ俸給(又ハ給料)ノ支給ヲ受ケサル者ノ恩給法第五十九條ノ規定ニ依リ府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ニ納付スヘキ金額ハ俸給(又ハ給料)ノ支拂ヲ爲ス際其ノ支拂ヲ爲ス當該官吏又ハ吏員之ヲ控除スヘシ
前項ノ規定ニ依リテ控除シタル納金ハ當該經濟ノ定ムル所ニ依リ收入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 轉任、轉職、待命、休職又ハ死亡等ニ因リ過渡俸給(又ハ給料)ノ返納ヲ要スルトキハ前三條ノ規定ニ依リ控除シタル納金額ヲ算出シタル場合ニ適用セラレタル割合ヲ其ノ過渡俸給(又ハ給料)額ニ乗シタル金額ヲ返納者ニ於テ控除スヘシ

第十四條 國庫ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル經濟カ恩給法第十八條第一項ノ規定ニ依リ國庫ニ納付スヘキ金額ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ其ノ前六月分ヲ日本銀行ニ拂込ムヘシ

第十五條 府縣其ノ他國庫以外ノ經濟ヨリ恩給ヲ給スルモ俸給ヲ給セサル公務員ニ俸給ヲ給スル經濟カ恩給法第十八條第二項ノ規定ニ依リ國庫以外ノ經濟ニ納付スヘキ金額ハ毎年四月十日及十月十日迄ニ其ノ前六月分ヲ當該經濟ニ交付スヘシ

第十六條 内地ニ於ケル道府縣立以外ノ公立ノ國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校及國民學校ニ類スル各種學校ノ教育職員ニ恩給ヲ給スル經濟ニ對シ恩給法第十八條第三項ノ規定ニ依リ國庫ヨリ交付スル金額ハ其ノ教育職員ニ俸給ヲ給シタル年度ノ翌年度ニ於テ之ヲ交付スルモノトス

第十七條 本令施行ニ關シ必要ナル規定ハ其ノ收入支出ニ關スルモノニ付テハ大藏大臣、其ノ他ノ事項ニ關スルモノニ付テハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
左ノ勅令ハ之ヲ廢止ス

- 一 官吏遺族扶助法納金收入規則
- 一 府縣立師範學校校長俸給並公立學校職員退職料及遺族扶助料法納金收入規則

一 明治四十五年勅令第七十一號

本令施行前内閣總理大臣以外ノ官廳カ裁定シタル國庫支辨ノ年金タル恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニシテ本令施行ノ際現ニ其ノ權利ノ存續スルモノニ付テハ當該裁定官廳ハ遲滞ナク裁定ノ要項ヲ内閣恩給局長ニ通知スヘシ

第九條ノ規定ハ前項ノ恩給、退職料、遺族扶助料其ノ他之ニ準スヘキモノニ付之ヲ準用ス

附則 (昭和七年勅令第三百七十五號)

本令ハ昭和七年四月一日以後ノ裁定ニ係ル恩給ニ付之ヲ適用ス但シ昭和七年四月一日以後昭和八年一月三十一日迄ノ裁定ニ係ル增加恩給及一時金タル恩給ニ付履歷書ヲ添附スヘキ場合ニ於テハ其ノ謄本ヲ添附スルヲ以テ足ル

附則 (昭和十七年勅令第四百四十九號)
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別記)

裁定要項通知書

退職當時ノ官職又ハ公務員トノ續柄		氏名		退職當時ノ官職又ハ公務員トノ續柄		氏名	
第	號	第	號	第	號	第	號
證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番	證書又ハ 裁定通知 書記號番
恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項	恩給金額 總在職年 事項
在職年數	在職年數	在職年數	在職年數	在職年數	在職年數	在職年數	在職年數
退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額	退職(死亡)前一年內俸給年額及 最終俸給年額
勤務應	勤務應	勤務應	勤務應	勤務應	勤務應	勤務應	勤務應

●恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式

大正十二年十二月七日
内閣訓令第一號

改正 昭和七年第一號、八年第一號

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式左ノ通定ム

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第七條ノ規定ニ依ル普通恩給、扶助料、一時恩給及一時扶助料並ニ第八條ノ規定ニ依ル恩給裁定ノ要項通知ハ別記書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

附則 (昭和八年内閣訓令第一號)

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ改正規定中一時恩給及一時扶助料ニ關スル部分ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則ノ規定ニ依ル裁定要項通知書書式

右通知ス
年月日
應 御中
應

●恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

大正十二年十二月七日
大藏省令第三十號

改正 昭和二年第四〇號、九年第五號
恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則左ノ通相定ム

第一條 恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第一條ニ規定スル恩給金額分擔請求通知書ハ別紙第一號書式ニ依リ仕譯書ハ第二號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第三條及第五條ニ規定スル恩給金額分擔請求書及仕譯書ハ前項ニ規定スル恩給金額分擔請求通知書及仕譯書ニ準シ之ヲ調製スヘシ

第二條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十條第一項、出納官吏國庫納金ヲ控除シタル場合ニ於テハ收入官吏トシテ總テ其ノ規定ニ依リ整理スヘシ

第三條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項ノ規定ニ依リ仕譯書ハ出納官吏事務規程附屬第五號書式ニ準シ之ヲ調整スヘシ

第三條ノ二 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項但書ノ規定ニ依リ出納官吏ニ納付セシムルコトヲ指定シ得ルハ當該俸給(又ハ給料)ノ支拂ヲ爲ス官吏又ハ吏員カ歳入徴收官ノ所在地又ハ最寄ニ在勤スル場合ニシテ歳入徴收官在勤應ニ在ル歳入徴收官ノ定ムル出納官吏ニ之カ納付ヲ爲サシムル場合ニ限ル

第四條 收入官吏前條ノ規定ニ依リ國庫納金ノ納付ヲ受ケタルトキハ所定ノ現金領收證書ヲ交付シ現金出納簿ノ登記報告等其ノ規定ニ依リ整理スヘシ

第五條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十三條ノ規定ニ依リ過渡俸給(又ハ給料)ノ返納ヲ要スルトキハ其ノ過渡俸給(又ハ給料)額中ヨリ返納者ニ於テ控除スヘキ金額ヲ控除シタル殘額ニ付返納告知書ヲ發シ返納ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第六條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十四條ノ規定ニ依リ當該公務員ニ俸給ヲ給スル經濟ヨリ國庫ニ納付スヘキ金額ニ付テハ歳入徴收官ハ其ノ計算ヲ明ニシタル適宜ノ報告書ヲ徵シ一般歳入金徴收ノ例ニ依リ當該經濟ニ對シ納入告知書ヲ發シ日本銀行ニ納付ノ手續ヲ爲サシムヘシ

前項ノ規定ハ恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十一條第二項本文ノ規定ニ依リ報告アリタル場合ニ之ヲ進用ス

第七條 恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則第十五條ノ規定ニ依リ

當該公務員ニ俸給ヲ給スル經濟ノ國庫以外ノ經濟ニシテ恩給ヲ給スル者ニ納付スヘキ金額ニ付テハ其ノ計算ヲ明ニシタル書類ヲ添附シ當該經濟ノ定ムル規定ニ從ヒ交付ノ手續ヲ爲スヘシ

附 則

本令ハ恩給金額分擔及國庫納金收入等取扱規則施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス左ノ大藏省訓令ハ之ヲ廢止ス

官吏遺族扶助法納金收入規則取扱順序
大正十一年大藏省訓令第二十三號

第一號書式

恩給金額分擔請求通知書

一金

右大正何年分恩給金額分擔額及請求候條國庫ニ送付相成度別紙仕譯書添附及通知候也

年 月 日

何廳官職氏名宛

内閣恩給局長

恩給金額分擔及國庫納金收入等事務取扱細則

第二號書式

何廳 恩給金額分擔請求仕譯書 (普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料) 何年分

摘 要	金 額	備 考
官 人	0	
何某外何名ノ分	0	
軍 人	0	
何某外何名ノ分	0	
警察監獄職員	0	
何某外何名ノ分	0	
教育職員	0	
何某外何名ノ分	0	
待遇職員	0	
何某外何名ノ分	0	
合 計	0	

備考 仕譯書ハ普通恩給、扶助料、一時恩給又ハ一時扶助料ニ分チ之ヲ記載スヘシ

昭和八年大藏省令第二十五號（一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程）

一〇四

●昭和八年大藏省令第二十五號 （一時恩給受給者再就職ノ場合 恩給法施行令第三十條ノ二ノ規 定ニ依ル一時恩給返還等ニ關ス ル取扱規程）

昭和八年九月二十七日
大藏省令第二十五號

一時恩給受給者再就職ノ場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依ル一時恩給返還等ニ關スル取扱規程左ノ通定ム

第一條 國庫負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合（以下單ニ再就職者ト稱ス）恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ゼズシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第八條ノ規定ニ依リ之ガ取扱ヲ爲スベシ

第二條 再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給ノ返還ヲ爲サントスル場合ニ於テハ其ノ就職ト同時ニ勤務廳（又ハ之ニ相當スルモノ）ヲ經由シ本廳（以下單ニ就職官廳ト稱ス）ニ對シ履歷書ニ通其ノ他一時恩給金額ヲ確證スベキ書類ヲ添ヘ一時恩給返還請書ヲ提出スベシ
前項ノ一時恩給返還請書ニハ一時又ハ分割返還ノ意向表示ヲ爲スベシ

收又ハ還付ノ手續ヲ爲スベシ
前項ノ場合ニ於テハ就職官廳ハ轉官官廳ニ一時恩給返還ニ關スル書類ヲ引續グベシ

第七條 再就職者恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ基キ一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生ゼザル場合ニ於テハ就職官廳又ハ轉官官廳ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スベシ
就職官廳又ハ轉官官廳前項ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テハ審査ノ上還付スベキモノト認メタルトキハ一時恩給返還額ヲ證スベキ書類及履歷書寫其ノ他ノ證據書類ヲ添ヘ之ガ支拂ヲ大藏大臣ニ請求スベシ

第八條 就職官廳又ハ轉官官廳ハ一時恩給返還整理簿ヲ備ヘ各返還者毎ニ一時恩給返還金額、分納期間、分納金額、納期日（場所）、領收濟額、領收未濟額其ノ他一時恩給返還ニ關シ必要ナル事項ヲ記載スベシ

第九條 國庫以外ノ經濟負擔一時恩給ノ受給者再就職シタル場合恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ其ノ一時恩給ノ返還又ハ其ノ者ノ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ゼズシテ退職シタル場合ノ返還金ノ還付ニ關シテハ第二條乃至第五條及第八條ヲ準用ス但シ第二條中本廳及第三條乃至第五條並第八條中就職官廳トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟、第四條中一般會計歲入トアルハ當該一時恩給ヲ負擔シタル經濟ノ歲入トス
前項ノ規定ニ依リ再就職者一時恩給ヲ負擔シタル經濟ニ第二條ノ書類ヲ提出スル場合ニ於テハ其ノ就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添付スルコトヲ要ス

大正十年法律第百二號（定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律）

第三條 前條ノ書類ノ提出ヲ受ケタル就職官廳ハ其ノ履歷書一通ニ再就職ニ關スル辭令ノ寫ヲ添ヘ直ニ再就職者ノ受ケタル一時恩給ノ裁定官廳ニ送付スベシ
前項ノ書類ヲ受ケタル裁定官廳ハ之ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還額ヲ算定シ就職官廳ニ通知スベシ

第四條 就職官廳ハ第二條ノ規定ニ依リ再就職者ヨリ提出ニ依ル書類ニ基キ直ニ恩給法第六十四條ノ二ノ規定ニ依リ一時恩給返還金額ヲ算定シ再就職者ノ就職ノ翌月ヨリ一年以内ニ洵宜納付期限ヲ定メ一般會計歲入トシ徵收スベシ但シ再就職者一時恩給ノ返還ヲ完了セズシテ退職シ普通恩給ヲ受クルノ權利ヲ生ズベキ場合ニ在リテハ其ノ殘額ニ付テハ其ノ際一時ニ之ヲ徵收スベシ
前項但書ノ規定ハ再就職者死亡ノ場合ニ在リテハ其ノ遺族扶助料ヲ受クル者ニ付之ヲ適用ス

第五條 就職官廳ハ前條ノ規定ニ依リ算定シタル一時恩給返還金額ニシテ第三條第二項ノ規定ニ依リ裁定官廳ヨリノ通知ニ依ル金額ト相違アリタル場合ニ於テハ之ガ更正ノ手續ヲ爲スベシ
前項ノ規定ニ依リ更正ヲ爲シタル爲徵收金額不足アルトキハ之ヲ追徵シ過納アルトキハ其ノ基ク所ノ計算書ヲ添ヘ還付ノ手續ヲ採ルベシ但シ還付ヲ要スベキ金額ヲ其ノ後ノ一時恩給返還金ニ充當スルコトヲ妨グズ

第六條 再就職者一時恩給返還ヲ完了セズシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ就職官廳以外ノ官廳ニ勤務スルニ至リタルトキハ其ノ本廳（以下轉官官廳ト稱ス）ニ於テ其ノ殘額ニ付第四條、第五條ノ規定ニ準ジ徵

第十條 再就職者一時恩給返還ヲ完了セズシテ轉官職其ノ他ノ事由ニ依リ他官廳ニ勤務シ更ニ其ノ勤務廳ヲ變更スルニ至リタル場合ニ於テハ轉動前ノ官廳ハ其ノ旨當該一時恩給返還金ヲ收納スベキ經濟ニ通知スベシ但シ一時恩給返還金ヲ收納スベキ經濟ニ轉ジタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ハ再就職者退職又ハ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 再就職者一時恩給ノ返還ヲ爲シ失格原因ナクシテ退職又ハ死亡シタルモ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルノ權利ヲ生ゼザル場合ニ於テハ退職前勤務シタル官廳ヲ經由シ一時恩給返還金ヲ收納シタル經濟ニ一時恩給返還金還付ノ請求ヲ爲スベシ

第十二條 恩給法施行令第三十條ノ二ノ規定ニ依リ再就職者ノ返還スベキ一時恩給ガ國庫以外ノ經濟ノ負擔シタルモノナルトキハ當該經濟ハ前三條ニ據ルノ外其ノ定ムル所ニ依リ徵收又ハ還付スベシ

附則
本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●大正十年法律第百二號（定年ニ 因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關ス ル法律）

大正十年五月十八日
法律第百二號

改正 大正十二年第四九號、昭和十二年第六九號
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル定年ニ因ル退職判事檢事ノ恩給ニ關スル法律

一〇五

ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、司法)

本法施行ノ際現ニ判事又ハ檢事ノ本官ニ在職スル者本法施行後引續キ判事又ハ檢事トシテ在職シ年滿六十年ニ達シタル後退職シ又ハ其ノ官ヲ免セラレ恩給ヲ受クヘキ場合ニ於テハ其ノ恩給年額ハ恩給法中文官ノ普通恩給ニ關スル規定ニ依リ計算シタル年額ニ其ノ百分ノ三十二相當スル金額ヲ加ヘタルモノトス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十年勅令第二百二十七號ヲ以テ大正十年六月一日ヨリ施行)

附則

(大正十二年法律第四十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(大正十二年勅令第四百三十二號ヲ以テ大正十二年十月一日ヨリ施行)

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル恩給年額ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ヲ給ス

本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者ニハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依ル恩給年額ニ基ク扶助料年額ヲ給ス

●昭和十八年法律第八十九號(東京都制)附則抄

昭和十八年六月一日

第百七十九條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十八年勅令

第五百三號ヲ以テ昭和十八年七月一日ヨリ施行)

第百八十九條 東京府又ハ東京市ノ有給吏員本法施行ノ際引續キ都ノ官吏ト爲リタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ官吏ノ在職ニ繼續スル有給吏員ノ勤続年月數ハ之ヲ公務員トシテノ在職年ニ通算ス

●昭和十八年勅令第五百九號(東京都制施行令)附則抄

昭和十八年六月十九日

第百二十四條 東京都制第百八十九條ノ規定ニ依ル通算ハ東京府又ハ東京市ノ有給吏員ニシテ同法施行ノ際引續キ都ノ官吏ト爲リタルモノニ付之ヲ行フ但シ同法施行前公務員ノ普通恩給ヲ受ケタル者又ハ同法施行ノ際東京府若ハ東京市ノ退職料ノ支給ヲ受クベキ在職年數ニ達シタル者ニシテ同法施行ノ日ヨリ起算シ十四日以内ニ都長官ニ對シ通算ヲ辭スル旨ノ申立ヲ爲シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

恩給法第二十八條第一項、第二十九條、第三十八條、第四十條、第四十條ノ二、第四十一條第二號乃至第五號並ニ恩給法施行令第十七條及第十九條ノ二ノ規定ハ東京都制第百八十九條ノ規定ニ依リ公務員トシテノ在職年ニ通算スベキ東京府又ハ東京市ノ有給吏員ノ勤続年月數ノ計算ニ之ヲ準用ス

恩給法第三十條ノ規定ニ適用ニ付テハ東京府又ハ東京市ノ有給吏員ノ勤続年月數ハ之ヲ軍人又ハ警察監獄職員以外ノ公務員トシテノ在職年ト看做ス

第百二十五條 東京府又ハ東京市ノ有給吏員東京都制施行ノ際引續キ都ノ官吏ト爲リタル場合ニ於テ東京府又ハ東京市ノ有給吏員ノ勤続年月數ヲ公務員トシテノ在職年ニ通算スルトキハ都ハ之ニ其ノ勤続年月數ヲ基礎トスル退職料又ハ退職給與金ヲ支給スルコトヲ得ズ

東京府又ハ東京市ノ有給吏員東京都制施行ノ際引續キ都ノ官吏ト爲リタル場合ニ於テ前條第一項但書ノ規定ニ該當スル者ナルトキハ都ハ其ノ者ノ退職料ノ中都ノ官吏ノ在職期間中ノ分ハ之ヲ支給スルコトヲ得ズ其ノ者ノ退職給與金ハ都ノ官吏ノ在職中ハ其ノ支給ヲ停止スベシ

第百二十六條 東京府又ハ東京市ノ有給吏員東京都制施行ノ際引續キ都ノ有給吏員ト爲リタルトキハ都ノ有給吏員トシテノ退職料、退職給與金及遺族扶助料ノ支給ニ關シテハ都ハ都條例ノ定ムル所ニ依リ東京府又ハ東京市ノ有給吏員ノ在職年數ヲ都ノ有給吏員トシテノ在職年數ニ通算スベシ東京府又ハ東京市ノ有給吏員東京都制施行ノ際引續キ都ノ有給吏員ト爲リタルトキハ退職料又ハ退職給與金ニ關スル東京府又ハ東京市ノ條例ノ規定ニ適用ニ付テハ之ヲ退職シタル者ニ非ザルモノト看做ス

第百二十七條 東京都制施行ノ際東京府又ハ東京市ノ退職料又ハ遺族扶助料ノ支給ヲ受クル者ニ對スル退職料又ハ遺族扶助料ノ支給ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル退職料又ハ遺族扶助料ノ支給ヲ受クル者死亡シ又ハ之ヲ受クルノ權利ヲ失ヒタルトキハ都ハ從前ノ東京府又ハ東京市ノ條例ノ規定ニ依ル遺族扶助料ヲ支給スルノ義務ヲ負フ

前二項ノ場合ニ於テハ都ハ都條例ヲ以テ退職料又ハ遺族扶助料ニ付其

國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する法律

ノ支給方法ヲ變更スルコトヲ得

第一項及第二項ノ規定ニ依ル退職料又ハ遺族扶助料ノ給與ニ關スル異議及訴訟ニ關シテハ東京都制第百一十一條ノ規定ニ依ル給與ニ關スル異議及訴訟ノ例ニ依ル

●國際電氣通信株式會社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に關する法律

昭和二十二年十二月六日 法律第一五一號

第一條 國際電氣通信株式會社又は日本電信電話工事株式會社の事務を政府に引き継いだ時、現にこれらの会社の社員であつた者でその退職の際、退職についての給與を受ける権利を放棄して恩給法の公務員に就職した者に、恩給法を適用する場合には、公務員としての在職年の計算については、その在職年月數に社員に就職した月から公務員に就職した月の前月までの社員としての引續いての在職年月數を加えたものによる。

前項の社員とは、同項に掲げる会社の職制による社員(準社員を除く。)をいう。

第二條 前條に掲げる会社は、政令の定めるところにより、同條の規定の適用を受ける社員が、当該会社の職員に就職した月から同條の規定の適用を受ける恩給法の特例等に

による公務員に就職した月の前月までの期間、政府職員として在職し、同條の規定による公務員に就職した時退官したものとする場合に、これらの者が受けるべき恩給その他の給與の額を參照して大蔵大臣の定める金額を、國庫に納付しなければならぬ。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規定は、國際電氣通信株式会社に係る部分は昭和二十二年五月二十五日から、日本電信電話工事株式会社に係る部分は昭和二十二年六月五日からこれを適用する。

警察法附則抄

昭和二十二年十二月十七日 法律第一九六号

第七條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、引続き市町村警察の職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。この者が市町村警察の職員より更に國家地方警察の職員になつた場合には、その市町村警察の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する都道府縣の吏員が、引続き國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適用については、その当該都道府縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

消防組織法附則抄

昭和二十二年十二月二十三日 法律第三二六号

第三十一條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引続き都道府縣の消防訓練機關の職員又は市町村の消防職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

教育委員会法附則抄

昭和二十三年七月十五日 法律第一七〇号

第八十四條 この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で、地方事務官たる者が、引続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定を準用する。この者が当該公立学校の事務職員から更に官吏となつた場合には、恩給法の適用については、その当該地方公共団体の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令抄

昭和二十三年九月三十日 政令第三百六号

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件(昭和二

十年勅令第五百四十二号)に基き、ここに沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令を制定する。

(恩給事務)

第二條 都道府縣の負担すべき恩給で沖繩縣に係るものは、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十六條の規定にかかわらず、國庫が、負担する。

2 都道府縣知事の裁定すべき恩給で沖繩縣に係るものは、恩給法第十條の規定にかかわらず、總理廳恩給局長が、裁定する。

附則

この政令は、昭和二十三年十月一日から、施行する。

日本專賣公社法雜則抄

昭和二十三年十二月二十日 法律第二五五号

(恩給)

第五十條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引続き同一公社の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、公社を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の專賣局特別会計において俸給又は給料

日本專賣公社法雜則抄 日本國有鐵道法雜則抄

を支弁した者に係るものの支拂に充てるべき金額については、公社が專賣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により公社の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず、公社に納付するものと

日本國有鐵道法雜則抄

昭和二十三年十二月二十日 法律第二五六号

(恩給)

第五十六條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が、引続き日本國有鐵道の役員又は職員となつた場合には、同法第二十條に規定する文官であつて國庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 前項の規定により恩給法を準用する場合においては、恩給の給與等については、日本國有鐵道を行政廳とみなす。

3 第一項に規定する者又はその遺族の恩給及びこの法律施行前給與事由の生じた恩給であつて従前の國有鐵道事業特別会計(旧帝國鐵道會計を含む)において俸給又は給料を支弁した者にかかるものの支拂に充てるべき金額については、日本國有鐵道が國有鐵道事業特別会計と

して存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。
4 第一項の規定により恩給法を準用する場合において、同項において準用する恩給法第五十九條第一項の規定により日本國有鉄道の役員又は職員が納付すべき金額は、同項の規定にかかわらず日本國有鉄道に納付すべきものとする。

●教育公務員特例法附則

昭和二十四年一月十二日
法律第一号

第三十三條 この法律施行の際現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

●旧法令抜萃

(イ) 恩給法(昭和二十一年法律第三十一号による改正前)

第六十六條 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラシムルノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ退職シタルトキ又ハ退職後三年内ニ勅令ノ定ムル程度ニ達シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス
傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

(ハ) 恩給法施行令(昭和二十一年勅令第五〇四号による改正前)

第三十一條 恩給法第六十六條第一項及第四項ノ規定ニ依リ傷病賜金ヲ給スヘキ傷病ノ程度ヲ分チテ左ノ四目トス

- 第一目症
- 一 身體的作業能力ヲ輕度ニ妨クルコトアルモノ
 - 二 一眼ノ視力カ〇・二ニ滿タサルモノ
 - 三 一耳ノ聴力カ尋常ノ話聲ヲ一メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
 - 四 一側環指ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 五 一側小指ヲ全ク失ヒタルモノ
 - 六 一側第三趾乃至第五趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 第二目症
- 一 一側小指ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 二 一側第三趾乃至第五趾ノ中二趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
- 第三目症
- 一 一眼ノ視力カ〇・三ニ滿タサルモノ
 - 二 一耳ノ聴力カ尋常ノ話聲ヲ三メートル以上ニテハ解シ得サルモノ
 - 三 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ヲ全ク失ヒタルモノ
- 第四目症
- 一 一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廢シタルモノ
 - 二 前目ノ各症ニ次ク症ヲ胎シタルモノ

恩給法第三十八條の四第一項第一号に依る不健康業務に関する件

前項ノ傷病ノ程度ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第六十六條ノ二 下士官以下ノ軍人公務ノ爲傷痕ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ傷病年金ヲ給セラシムルノ程度ニ至ラサルモ勅令ノ定ムル程度ニ達シ退職シタルトキ又ハ退職後三年内ニ勅令ノ定ムル程度ニ達シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ケス
傷病賜金ノ額ハ退職當時ノ階等並傷病ノ原因及程度ニ依リ定メタル別表第四號表ノ金額トス

(ロ) 恩給法(昭和八年法律第五十号による改正前)

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ付テハ當分ノ内ニ適用セス其ノ退職料又ハ恩給ノ停止ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ互ニ之ヲ通算セス仍從前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲グル在職年トノ間ニ付亦同シ但シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第一項ノ規定ノ施行セラルル期間内ニ文官ヨリ教育職員又ハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官ニ轉任シタル者失格原因ナクシテ退職シ年金額ヲ恩給ヲ受ケサル場合ニ於テハ文官ノ在職年數ニ應ジ之ニ一時恩給ヲ給ス
教育職員ヨリ文官ニ轉シタル者教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ文官トシテ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官トシテノ在職最終ノ俸給額ニ基キ之ニ恩給ヲ給ス

第二十四條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ傷病ノ程度ノ査定ニ付テ之ヲ準用ス

第三十一條ノ二 恩給法第六十六條ノ二ノ規定ニ依リ返還セシムヘキ額ハ傷病賜金ノ額ノ六十四分ノ一ニ相當スル金額ニ傷病賜金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加恩給又ハ傷病年金ヲ受ケタルニ至リタル月迄ノ月數ト四十八月トノ差月數ヲ乘シタル金額トシ増加恩給又ハ傷病年金ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ達スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相當スル金額ヲ控除シテ返還セシム

●恩給法第三十八條の四第一項第一号に依る不健康業務に関する件

昭和二十三年十二月二十四日
總理廳告示第二三四号

恩給法第三十八條の四第一項第一号に規定する勤務を次のように指定し、大正十三年内閣告示第二号は廢止する。
一 次の場所において、有毒の瓦斯若しくは蒸氣又は爆薬類の研究又は製造に直接従事する勤務

應 名	作 業 の 場 所
國立の衛生試験所	塩素、シアン、フオスゲン、芳香系アミド化合物、亞硝酸、燐化水素、硫化水素

恩給法第三十八條の四第一項第一号に依る不健康業務に関する件

都道府縣衛生試験所

等の有毒瓦斯を多量に発生し、又は使用する研究室又は作業室

商工省化学局

圧縮又は液化の塩素、亜硫酸、フオスゲン等の瓦斯の研究室、爆薬類の研究室

東京及び大阪工業試験所

塩素、亜硫酸、硫化水素等の瓦斯の研究室

二 危険である細菌の研究又は製造に直接従事する勤務

場 所	作 業 の 場 所 及 び 種 類
伝染病研究所	実験室、作業室又は附属医院における、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造
予防衛生研究所	研究室、検定室又は試験製造室における、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究、検菌作業又は予防液の製造
国立の衛生試験所 検 査 所 都道府縣衛生試験所	研究室又は作業室における、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフス、発疹チフス、流行性脳脊髄膜炎、ペスト、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究又は検菌作業
動物検査疫所 国立の家畜衛生試験場	実験室又は作業室における、狂犬病、炭疽及び鼻疽の各病原体の研究、診断液又は予防液の製造

都道府縣家畜衛生試験所

昭和二十四年二月十日 印刷発行

総理廳恩給局 編纂
印刷局 印刷発行

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段(初)五三一―五三九
振替東京一九〇〇番

販賣所

全国各地官報販賣所
全国各地主要書店
定價 四拾五円
(税 込)

(本書の大きさは國定規格A5判)

納本

終